

経営事項審査の手引き

広島県建設産業課

令和8年7月

目 次

I	経営事項審査について	1
	経営事項審査とは	1
	審査の基準日について	2
	有効期間	2
	建設業許可との関係	2
	審査結果の閲覧について	2
	結果通知を紛失した場合について	2
II	申請手続について	3
	経営事項審査の申請区分	3
	経営規模等評価及び総合評定値の受付期間	3
	経営規模等評価等の結果の通知	3
	申請にあたっての注意事項	3
	厳正な審査の実施のために	4
	代理人による申請について	4
	事前相談が必要な場合について	5
	業種追加について	5
	申請業種数別手数料一覧	6
	申請書類一覧	7
	申請書類提出先・申請に関する問い合わせ先一覧	8
III	申請書の記入についての注意等	9
	記入上の一般的な注意事項	9
IV	経営規模等評価申請書等（20001帳票）	10
	経営規模等評価申請書等（20001帳票）の記載方法	13
	経営規模等評価等手数料及び総合評定値通知手数料確認用紙の記載方法	20
V	工事種類別（元請）完成工事高（20002帳票）	21
	工事種類別（年間）平均完成工事高の考え方	30
	工事種類別（元請）完成工事高（20002帳票）の記載方法	33
	工事種類別（元請）完成工事高の確認資料	37
	金額の表示方法（端数処理）	40
	消費税確定申告書（控）及び納税証明書の添付について	41
VI	技術職員名簿（20005帳票）	42
	技術職員名簿の作成にあたって	45
	技術職員名簿（20005帳票）の記載方法	49
	実務経験等内容書の記載方法	52
	技術職員資格区分コード表	54
	建設業の種類別指定学科一覧表	58
	業種コード表	59
	有資格区分コード「099」について	59
	有資格区分コード「703」「704」について	60

VII	その他の審査項目（社会性等）（20004帳票）	61
	その他の審査項目（社会性等）（20004帳票）の記載方法	71
VIII	申請書の提出方法	81
	必要部数	81
	提出書類の綴り方	82
IX	その他	83
	工事請負契約書の作成について	83
	技術力〔Z評点〕関係機関	89
	その他の審査項目（社会性等）〔W評点〕関係機関	90

★ この申請の手引きについて

この手引書は、建設業法に基づく経営事項審査の概要や広島県知事に対して経営事項審査における経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求を行う場合の申請書等の作成方法や申請手順等について説明しています。

経営規模等評価等の審査方法や申請手順は、それぞれの許可行政庁により異なる場合がありますので、広島県知事許可以外の許可を受けている場合は、当該許可行政庁の担当窓口へお問い合わせください。

「建設業許可・経営事項審査電子システム」を利用される方は、「建設業許可・経営事項審査電子申請の手引き」をご確認ください。

I 経営事項審査について

1 経営事項審査とは

経営事項審査とは、国、地方公共団体等が発注する公共工事を直接請け負おうとする建設業者が必ず受けなければならない審査です。

次に掲げる事項について、数値による評価をすることにより行います。

審査事項	審査機関
経営状況分析（Y） （純支払利息比率、負債回転期間 等）	登録経営状況分析機関 （国土交通省の登録を受けた機関）
経営規模等評価（X Z W） （X 経営規模、Z 技術力、W その他「社会性等」）	国土交通大臣 都道府県知事

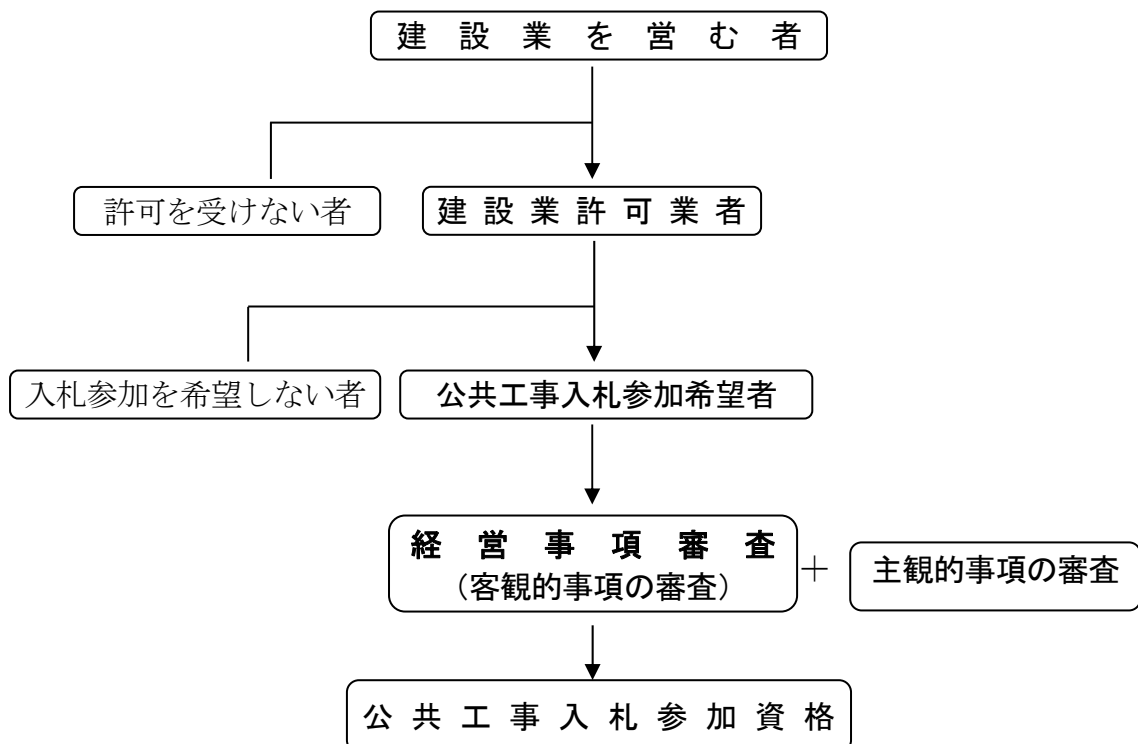
経営状況分析（Y）及び経営規模等評価（X Z W）の結果を用いて、総合的な評定の結果（総合評定値（P））が算出されます。

あらかじめ経営状況分析（Y）の結果の通知を受けているときは、経営規模等評価（X Z W）の申請と同時に総合評定値（P）の請求を行うことができます。

※国や県、市町等が発注する公共工事を、発注者から直接請け負おうとする建設業者は、契約を締結する日において有効な、経営事項審査の結果の通知を受けていなければなりません。

※広島県では、総合評定値（P）を許可行政庁に請求していることが入札参加資格申請の条件となっていますので、広島県の公共工事の入札に参加しようとする場合は、許可行政庁に総合評定値（P）を請求する必要があります。

<建設業者と経営事項審査の関係>



2 審査の基準日について

審査の基準日は、原則として、**経営事項審査の申請をする日**（以下「申請日」という。）**の直前の事業年度終了の日**（以下「審査基準日」という。）です。

ただし、法人設立後（個人事業主においては事業開始後）一度も決算を迎えていない場合は、法人設立日（個人事業主においては事業開始日）を審査基準日とします。

3 有効期間

経営事項審査の有効期間は審査基準日から**1年7ヶ月**であり、公共工事を請け負うことのできる期間は、その期間に限られています。

このため、**次の年度に速やかに経営事項審査の申請をしない**でいると、1年7ヶ月を過ぎるまでに、経営事項審査の結果の通知を受けることができず、**公共工事の請負契約を締結することができなくなります**。

このような事態を防ぐために、**毎年決算関係書類が整い次第、速やかに経営事項審査の申請を行う必要があります**。

4 建設業許可との関係

経営事項審査の申請を行ったときに受けていた建設業の許可すべてについて、その効力を失った場合、それまで受けていた経営事項審査の結果の通知の効力は無くなったものとみなされます。

※ ただし、許可換え新規（大臣許可から知事許可等許可行政庁の変更）等の場合は、新たに経営事項審査を申請し直す必要はありません。

5 審査結果の閲覧について

経営事項審査の結果は、申請者への通知後約**30日**が経過した日から閲覧することができます。閲覧場所は、主たる営業所を所管又は担当する建設事務所又は建設事務所支所（以下、「建設事務所等」という。）及び土木建築局建設産業課です。

また、インターネットによる閲覧も可能です。

[（一財）建設業情報管理センター <http://www.ciic.or.jp/>]

6 結果通知を紛失した場合について

結果通知を受けた後、通知書を紛失した場合、通知の再発行はできませんが、証明願により閲覧用の通知の写しを受けることができます。（ただし、受けられるのは申請者のみです。）

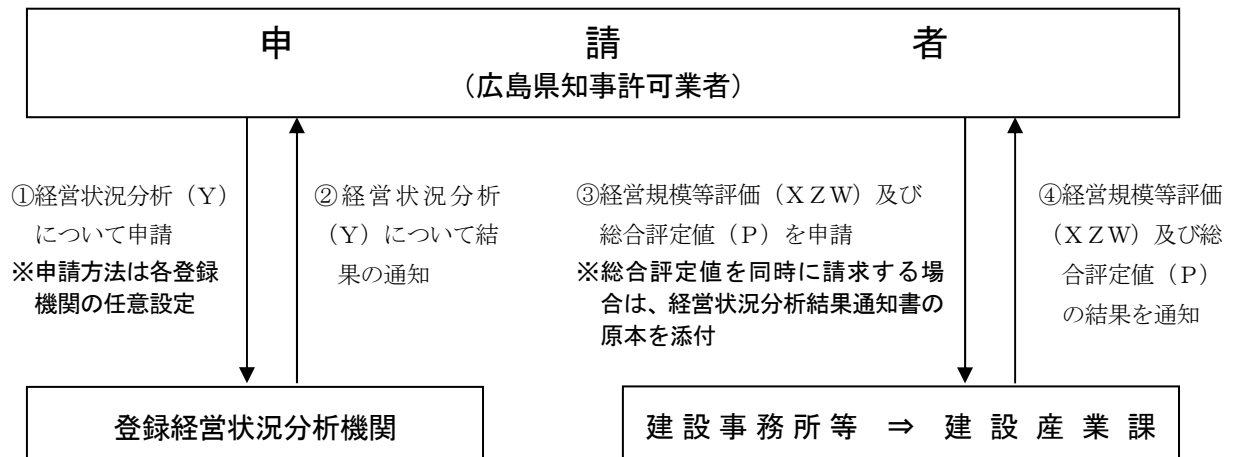
紛失されたときは、建設事務所等へご相談ください。

II 申請手続について

1 経営事項審査の申請区分

- (1) 経営状況分析 ⇒ 登録経営状況分析機関で受付
- (2) 経営規模等評価（総合評定値）⇒建設事務所等で受付

※ 経営状況分析（Y）及び経営規模等評価（XZW）の両方を申請しないと経営事項審査は成立しません。



2 経営規模等評価及び総合評定値の受付期間（土日、祝日及び年末年始は除く。）

期間：毎月1日～10日（ただし1月は4日～13日、5月は1日～13日）

時間：午前9時～午前11時及び午後1時～午後4時

3 経営規模等評価等の結果の通知

広島県知事が行う経営規模等評価等の結果の通知は、申請を受け付けてから約2か月後に申請者宛に郵送します。（総合評定値の請求のみを行う場合は、請求から約1か月後）ただし、申請書類の不備等により審査に時間を要する場合は除きます。

4 申請にあたっての注意事項

- (1) 審査基準日は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度終了の日となっていますので、次の事業年度終了の日が到来するまでに、経営規模等評価若しくは経営状況分析の申請を行っていないと前の事業年度終了の日を審査基準日とした申請はできなくなりますので注意してください。

なお、経営状況分析結果通知を受理した後は、速やかに経営事項審査申請を行ってください。

(2) 経営規模等評価の申請（総合評定値の請求）については、窓口を持参することを原則とします（手数料の納付方法については20頁参照）が、郵送による申請（郵便書留）も受け付けます。その場合には、必ず書留で郵送することとし、申請部数は持参する場合と同様とします。

また、返信先の住所等を記入し、切手を貼付した（書留での返送を希望する場合は、その所定の金額の切手を貼付したもの）返信用の封筒を同封してください。

なお、郵送の場合にも、補正等の内容によっては、受付窓口での補正指導を行う場合がありますので、あらかじめ了解しておいてください。

※ 郵送による申請の場合、建設事務所等に到達した時点を受付日とします。（消印日ではありませんので注意してください。）については、受付期間内に到達しないおそれがある場合は、建設事務所等に持参してください。

〔郵送申請による経営規模等評価等手数料等の納付方法〕

- ① 申請書類の本人控返送の際、経営規模等評価等手数料の納付のために必要な納付書が同封されて届きます。
- ② 納付書により金融機関で手数料を納付してください。
- ③ 金融機関の領収印が押印された払込証明書を、指定された日までに申請受付窓口に郵送してください。（なお、到着が当月25日を超過した場合は翌月の処理になります。）

5 厳正な審査の実施のために

経営規模等評価申請書等に虚偽の記載をして提出した場合は、建設業法に基づく処分の対象になります。また、審査庁が必要と認めて報告や資料の提出を求めた場合に、それを拒んだり、虚偽の申告をした場合も同様に処分の対象になりますので注意してください。

6 代理人による申請について

申請者より申請等に関する権限を委任された行政書士が申請書の提出等を行う場合は、申請書に行政書士の記名職印が必要です。また、**委任状の原本を添付ください。**

結果の通知は申請者に対してのみ行うものとします。

7 相談が必要な場合について

次のような場合、別に定める手続きが必要となることがありますので、建設事務所等又は土木建築局建設産業課までご相談ください。

(1) 特殊な事例（譲渡、合併、分割、相続）により経営事項審査を受審するとき

(2) 申請に基づいて受領した結果通知の内容が申請内容と一致していないとき

審査結果の通知を受けた日から30日以内に申し出てください。

(3) 申請内容が明らかに客観的事実に反していたとき

※ ここでいう「客観的事実」とは申請者の判断によるものでない場合であり、申請時点で選択可能なもの（対象建設業、完成工事高業種間積み上げ等）は該当しない。

「経営事項審査の受け直しの必要性について」

税務申告において修正等があった場合

消費税等の税務申告において、経営事項審査受審後に申告内容に修正等があった場合は、修正等の内容によっては、経営状況分析を受け直した上で、経営事項審査も改めて申請し直すことが必要な場合があります。

8 業種追加について

(1) 業種追加とは

業種追加とは、当初経営規模等評価等を申請した時には許可を受けていなかったため審査対象としていない業種について、許可の追加取得後、当初の経営規模等評価等と同一の審査基準日の経営規模等評価等を申請することをいいます。

(2) 審査手数料

通常の経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に係る手数料と同額

(3) 申請方法

ア 当初申請と同様の「経営規模等評価申請書」、「工事種類別（元請）完成工事高」及び「技術職員名簿（追加申請する業種について、当初申請時に計上していなかった技術職員及び業種を計上する場合のみ）」を作成し、追加業種に関する事項を追加朱書きします。

イ 追加する業種の工事種類別（元請）完成工事高が0でない場合、工事経歴書を作成します。

ウ 技術職員名簿に職員等を追加計上する場合で、当初申請時に確認していない事項については、常勤性確認資料及び資格確認資料等、必要な確認資料を添付します。

エ 「経営規模等評価等手数料及び総合評定値通知手数料確認用紙」に必要事項を記載する。

オ 「経営規模等評価申請書」「工事種類別（元請）完成工事高」「技術職員名簿（必要な場合のみ）」「経営規模等評価等手数料及び総合評定値通知手数料確認用紙」「工事経歴書（必要な場合のみ）」「職員の常勤性確認資料及び資格確認資料（必要な場合のみ）」「経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）（当初申請に係るもの、原本）」を順に編綴します。

(4) 留意点

ア 業種追加は、当初申請の結果に影響がない範囲で認められます。したがって、業種追加に伴い、当初申請の内容を変更することはできません。

(例) 当初申請において、工事種類別（元請）完成工事高について3年平均を選択した場合、追加する業種の完工高も自動的に3年平均となります。

(例) 技術職員名簿について、既に申請済みの業種に関して記載内容を追加したり、既に計上した技術職員の業種の組み合わせを変更することはできません。

イ 当初の経営規模等評価等の申請時に既に許可を受けていたが、審査対象としていなかった業種については、業種追加はできません。

(例) 当初の申請時に許可を受けていた業種 (土)、(建)、(管)

当初の審査対象業種 (土)、(建)

当初の申請後許可を追加取得した業種 (電)

⇒業種追加できる業種 (電)のみで(管)はできません

※ 業種追加申請は特例処理となるため場合によっては別途確認資料の提出を求められることがあります。希望される方は、事前に建設事務所等までご相談ください。

9 申請手数料について

業種数	手数料	内 訳		業種数	手数料	内 訳	
		経営規模等評価	総合評定値			経営規模等評価	総合評定値
1	11,000	10,400	600	16	48,500	44,900	3,600
2	13,500	12,700	800	17	51,000	47,200	3,800
3	16,000	15,000	1,000	18	53,500	49,500	4,000
4	18,500	17,300	1,200	19	56,000	51,800	4,200
5	21,000	19,600	1,400	20	58,500	54,100	4,400
6	23,500	21,900	1,600	21	61,000	56,400	4,600
7	26,000	24,200	1,800	22	63,500	58,700	4,800
8	28,500	26,500	2,000	23	66,000	61,000	5,000
9	31,000	28,800	2,200	24	68,500	63,300	5,200
10	33,500	31,100	2,400	25	71,000	65,600	5,400
11	36,000	33,400	2,600	26	73,500	67,900	5,600
12	38,500	35,700	2,800	27	76,000	70,200	5,800
13	41,000	38,000	3,000	28	78,500	72,500	6,000
14	43,500	40,300	3,200	29	81,000	74,800	6,200
15	46,000	42,600	3,400				

10 申請書類一覧

建設事務所等に提出するもの		
内	容	詳細説明
様式第二十五号の十四 「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」(20001 帳票)		13 頁
利益額の確認資料 法人：損益計算書(施行規則様式第16号) 法人税確定申告書別表16(1)及び(2) 個人：損益計算書(施行規則様式第19号) 所得税青色申告決算書又は収支内訳書 ※省略できる場合を除く		
「経営規模等評価等手数料及び総合評定値通知手数料確認用紙」		20 頁
別紙一 「工事種類別(元請)完成工事高」(20002 帳票) 消費税及び地方消費税額を控除した(以下「税抜方式」という。)もので作成 ※免税業者は税込方式で作成		30 頁
工事種類別完成工事高業種間積み上げ表(業種間積み上げを行った場合)		32 頁
様式第二号「工事経歴書」(税抜方式で作成) ※省略できる場合を除く		37 頁
様式第三号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」 ※省略できる場合を除く		39 頁
消費税等確定申告書の写し及び消費税納税証明書(その1) 消費税免税事業者については、納税証明書のみ。		41 頁
別紙二 「技術職員名簿」(20005 帳票)		45 頁
技術職員の常勤性確認資料		46 頁
技術者の資格検定合格証等の写		50 頁
技術者の実務経験等内容書 ※該当者がいる場合		52 頁
別紙三 「その他の審査項目(社会性等)」(20004 帳票)		71 頁
建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況確認資料		71 頁
建設業の営業継続の状況の確認資料		75 頁
防災活動への貢献の状況の確認資料		76 頁
建設業の経理の状況の確認資料		77 頁
研究開発の状況の確認資料		78 頁
建設機械の保有状況の確認資料		79 頁
国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況の確認資料		80 頁
経営状況分析結果通知書の原本(総合評定値を請求する場合) 登録経営状況分析機関発行のもの		—

※ 総合評定値の請求のみを行う場合は、総合評定値請求書(20001 帳票)、経営状況分析結果通知書(原本)及び既に通知を受けている経営規模等評価結果通知書(写し)を提出します。

※前回の申請内容と照合する箇所があるため、前回の申請書類の控えを持参してください。

○ 申請書類提出先・申請に関する問い合わせ先一覧

建設事務所等の名称	住 所	電 話 番 号
	所管又は担当する地域	
西部建設事務所	広島市南区比治山本町 16-12	(082) 250-8161
	広島市、大竹市、廿日市市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町	
西部建設事務所呉支所	呉市西中央一丁目 3-25	(0823) 22-5400
	呉市	
西部建設事務所東広島支所	東広島市西条昭和町 13-10	(082) 422-6911
	竹原市、東広島市、大崎上島町	
東 部 建 設 事 務 所	福山市三吉町一丁目 1-1	(084) 921-1311
	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅町、神石高原町	
北 部 建 設 事 務 所	三次市十日市東四丁目 6-1	(0824) 63-5181
	三次市、庄原市、安芸高田市	
県 庁 建 設 産 業 課	広島市中区基町 10-52	(082) 513-3822
	申請書の受付は行いません。	

◆◆◆ 重要なお知らせ ◆◆◆

－ 個人情報の取扱いについて －

【経営事項審査（経営規模等評価及び総合評定値）申請に係る個人情報の利用目的等】

広島県知事が、建設業法第 27 条の 26 の規定に基づき提出される経営規模等評価の申請書及び第 27 条の 29 の規定に基づき提出される総合評定値の請求（以下「経営事項審査申請等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

1. 経営事項審査申請等の審査事務
2. 経営事項審査申請等を行った者に対する指導監督等の事務

【経営事項審査（経営規模等評価及び総合評定値）の審査結果に係る個人情報の利用目的等】

広島県知事が、建設業法第 27 条の 26 の規定に基づき提出された経営規模等評価の申請及び第 27 条の 29 の規定に基づき提出される総合評定値の請求により提出された申請等の審査結果（以下「経営事項審査審査結果」という。）に作成する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

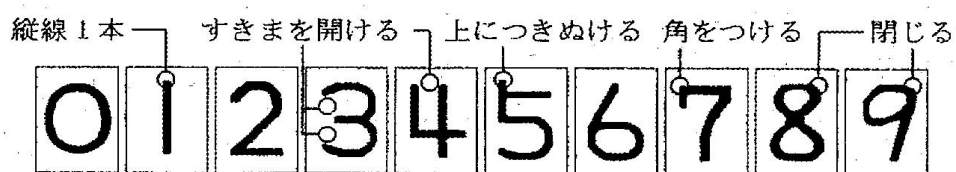
1. 国、地方公共団体及び建設業法施行令第 27 条の 2 に規定する法人に対する経営事項審査審査結果の通知（公共工事発注支援データベースシステムにより提供するものを含みます。）
2. 経営事項審査審査結果の公表及び閲覧（公表及び閲覧は、一般財団法人建設業情報管理センターに委任しており、同センターにおいて行っております。）
3. 経営事項審査審査結果を受けた者に対する指導監督等の事務
4. 個人情報の保護に関する法律第 69 条第 2 項に規定による次の利用又は提供
 - ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
 - ② 広島県知事及び国土交通大臣が法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - ③ 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - ④ 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき
 - ⑤ 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき
 - ⑥ その他提供することについて特別の理由があるときの提供

Ⅲ 申請書の記入についての注意等

1 記入上の一般的な注意事項

- (1) 各申請書の□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合には1カラムに1文字ずつ丁寧に、カラムからはみ出さないように数字は右詰め（ただし、電話番号は左詰め）してください。
- (2) データパンチによる入力処理を行うため、特に数字は他の数値と誤認することのないよう、以下の記入例にならい、はっきりと記入してください。

（数字の記入例）



- (3) 申請書や技術職員名簿における商号・名称や氏名の記載にあたって、字体（新旧等）については、建設業許可申請上の字体に統一するようにしてください。
- (4) 各申請書の右上の「申請者」欄に記入する主たる営業所の所在地については、登記簿上の本店所在地と建設業法上の主たる営業所所在地が異なる場合、建設業法上の主たる営業所所在地を記入してください。
- (5) 特に定めのある場合を除いて、金額を記入するときは千円単位の額（小数点以下の端数は切り捨て）とします。
- (6) 申請書等への記載事項を訂正する場合、二本線で消して訂正してください。
- (7) 申請に伴い添付する確認資料については、個人情報の保護の観点から、マイナンバーなど、経営事項審査に直接関係のない情報についての記載がないものを添付してください。
- (8) 国の法令により押印が必要とされているもの、第三者の意思確認を行うため、第三者の押印を求めるものを除き、押印は不要です。

2 0 0 0 1

経営規模等評価申請書
~~経営規模等評価再審査申立書~~
 総合評定値請求書

不要なものを消去する。

建設業法上の主たる営業所の所在地

令和5年1月6日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
~~建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。~~
 建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

広島市中区基町10-52

広島建設株式会社

代表取締役 広島 太郎

申請者

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード整理番号
申請年月日	01 令和 01 年 01 月 01 日	令和 01 年 01 月 01 日	00-00000000

許可年月日が複数ある場合、最も古い許可年月日を記入する。

申請時の許可番号 02 大臣知事コード 34 国土交通大臣 許可(一般-01) 第05000000号 令和01年11月10日

前回の申請時の許可番号 03 大臣知事コード 00 国土交通大臣 許可(一般-00) 第00000000号 令和00年00月00日

審査基準日 04 令和04年10月31日

申請日直前の事業年度終了の日を記入する。

申請等の区分 05 1

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求を同時に行う場合は、「1」を記入する。

申請時の許可番号と前回申請時の許可番号が異なる場合にのみ記入する。(更新など年度のみの変更の場合は記入しない。)

処理の区分 06 00

法人又は個人の別 07 1 (1.法人) 資本金額又は出資総額 1000000 (千円) 法人番号 9876543210987

商号又は名称のフリガナ 08 ヒロシマケンセツ

商号又は名称 09 広島建設(株)

濁音、半濁音を表す文字については1文字として扱う。
 (例) ギ バ
 フリガナに、(株)、「・」、「.」等は含まない。

代表者又は個人の氏名のフリガナ 10 ヒロシマ タロウ

代表者又は個人の氏名 11 広島 太郎

申請者が法人であつて法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入します。
 ★国税庁からの法人番号通知書や法人番号公表サイトで確認の上、記入してください。

主たる営業所の所在地市区町村コード 12 34101

広島県市区町村コード表により記入

主たる営業所の所在地 13 基町10-52

丁目、番地、号はハイフンで記入

郵便番号 14 730-8511 電話番号 082-228-2111

許可を受けている建設業 15 2211112

(1.一般)
(2.特定)

経営規模等評価対象建設業 16 999

申請時に許可を受けている業種のコラムに記入する。
 一般⇒「1」、特定⇒「2」を記入

経営規模等評価等を申請する業種(総合評定値の請求のみを行う場合は、経営規模等評価の結果の通知を受けた業種)のコラムに「9」を記入する。

建設事務所受付印	県受付印
----------	------

マイナスのときは、このコラムに「-」を記入する。(▲を用いない。)

自己資本額 項番 1 7 3 5 10 5 1 4 (千円) 審査対象 2 (1. 基準決算) 2 (千円)

2期平均を選択した場合、千円未満の端数は切り捨て

基準決算	1 6 9 7 6 8 (千円)
直前の審査基準日	2 0 1 2 6 1 (千円)

利益額 (2期平均) 1 8 3 5 3 0 1 3 (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入する。(千円未満の端数は切り捨て)

原則として、経営状況分析結果通知書に記載されている参考数値と端数処理の範囲内で一致。

審査対象事業年度		審査対象事業年度のの前審査対象事業年度	
営業利益	1 6 3 7 (千円)	営業利益	1 8 4 9 (千円)
減価償却実施額	1 2 0 7 (千円)	減価償却実施額	1 3 3 3 (千円)

技術職員数 1 9 3 5 5 (人) 別紙二 技術職員名簿に記載の人数と一致。

登録経営状況分析機関番号 2 0 3 0 0 0 0 1 経営状況分析を受けた機関の名称 ○○○○○○○○○○○

経営状況分析結果通知書の「登録番号」と一致。

工事種類別完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

通常の申請においては、記載しない。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由



この申請書を作成した担当者を記入する。

連絡先 総務部 総務課 氏名 田中 一郎 電話番号 082-228-2111
所属等 総務部 総務課
ファックス番号 082-228-2112

経営規模等評価等手数料及び総合評定値通知手数料 確認用紙

申請者 所在地 広島市中区基町10-52
 商号又は名称 広島建設株式会社
 代表者氏名 代表取締役 広島 太郎
 許可番号 広島県知事 第 50000号

※手数料確認欄

No.766 経営規模等評価手数料	No.767 総合評定値通知手数料
手数料額 円	手数料額 円
	
消込区分700/歳入科目6442/提出先 建設事務所	

経営規模等評価申請書の項番16「経営規模等評価等対象建設業」のカラムに「9」を記入した数と一致。

<p>手数料額計算欄</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">対象建設業数</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">手数料額</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>経営規模等評価</td> <td>8,100円 + (2,300円 ×</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td>) =</td> <td style="text-align: right;">15,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合評定値</td> <td>400円 + (200円 ×</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td>) =</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>手数料合計</td> <td colspan="3"></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">16,000円</td> <td></td> </tr> </table>			対象建設業数		手数料額		経営規模等評価	8,100円 + (2,300円 ×	3) =	15,000円		総合評定値	400円 + (200円 ×	3) =	1,000円		手数料合計				16,000円		建設事務所受付印	県 受 付 印
		対象建設業数		手数料額																						
経営規模等評価	8,100円 + (2,300円 ×	3) =	15,000円																						
総合評定値	400円 + (200円 ×	3) =	1,000円																						
手数料合計				16,000円																						

注1 対象建設業の数は、20001帳票（様式第二十五号の十四）の「項番16 経営規模等評価等対象建設業」の数と一致すること。

2 ※手数料確認欄は記入しないこと。

IV 経営規模等評価申請書等（20001帳票）

記載方法

1 申請者欄

建設業法上の主たる営業所の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記名します。

この申請書により経営規模等評価の申請等をしようとする申請者の他に、申請書又は経営状況分析申請書の添付書類（施行規則第19条の4第1項各号）を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。）がある場合は、申請者に加え、その者の氏名も併記します。行政書士の場合は職印を押印してください。

また、この場合は、作成に係る**委任状の原本**を添付します。

これ以外のもの（経営規模等評価申請書（2枚目）、工事種類別（元請）完成工事高、技術職員名簿、その他の審査項目（社会性等））については申請者のみ記名します。

2 太線の枠内（行政庁側記入欄）

記入しないでください。

3 項番 0 2 「申請時の許可番号」

(1) 大臣・知事コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について記入します。広島県知事コード「34」

(2) 業種の追加などにより許可年度が2以上あるときは、般・特の小カラムには**最も古い年度**を記入し、許可年月日についても**最も古いもの**について記入します。

(3) 「許可番号」の欄は、現在受けている許可番号を記入し、空位のカラムに「0」を記入します。

(4) 「国土交通大臣・広島県知事」及び「般・特」については、不要のものを二重線で消します。

4 項番 0 3 「前回の申請時の許可番号」

前回申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ前回申請時の許可番号を記入します。更新等による許可年度の変更及び般・特の変更は含みません。

法人成りで許可を受け、承継していない場合は、前の個人の許可番号を記入してはいけません。

5 項番 04 「審査基準日」

申請する日の直前の事業年度終了の日を記入します。(空位のカラムには「0」を記入します。)

※ ただし次の表のいずれかに該当する場合で、直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日とするときは、その日を記入します。

	事 由
1	申請者について会社の合併が行われた場合合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
2	申請者について建設業に係る営業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
3	申請者について建設業に係る営業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は営業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
4	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
5	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
6	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
7	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
8	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
9	申請者について営業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合

6 項番 05 「申請等の区分」

次の表の分類に従い、今回の申請に該当するコードを記入します。

コード	申 請 等 の 種 類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

※ 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求を同時に行う場合は、「1」を記入します。

7 項番 06 「処理の区分」

次の表の分類に従い、該当するコードを**左のカラム**に記入します。

12か月ごとに決算を完結する通常の場合は「00」になります。

コード	処 理 の 種 類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 有限会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	営業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	営業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和3年3月31日)より前の日(令和2年11月1日)に申請するとき

右のカラムは、通常の場合は空欄になりますが、合併・譲渡等次の表の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入します。

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者(連結子会社)として認定を受けて申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

8 項番 07 「資本金額又は出資総額」

申請者が株式会社の場合は資本金額を、それ以外の法人の場合は出資総額を記入します。個人の場合は記入不要です。

9 項番 08 「商号又は名称のフリガナ」

カタカナで記入し、濁音及び半濁音を表す文字については、1文字として扱います。(例) ギ、パ

なお、(株)、「・」、「.」等については、フリガナに含みません。

10 項番 09 「商号又は名称」

法人の種類を表す文字は次の略号を用いて「商号又は名称」の前又は後ろに記入します。

種類	略号	種類	略号	種類	略号
株式会社	(株)	合資会社	(資)	協業組合	(業)
特例有限会社	(有)	合同会社	(合)	企業組合	(企)
合名会社	(名)	協同組合	(同)		

11 項番 10 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」

カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、濁音又は半濁音を表す文字については、1文字として扱います。(例) ギ、パ

12 項番 11 「代表者又は個人の氏名」

申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入します。

13 項番 12 「主たる営業所の所在地市区町村コード」

主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入します。

コード	市区町村	建設事務所(支所)
34101	広島市中区	西部
34102	広島市東区	
34103	広島市南区	
34104	広島市西区	
34105	広島市安佐南区	
34106	広島市安佐北区	
34107	広島市安芸区	
34108	広島市佐伯区	
34211	大竹市	
34213	廿日市市	
34215	江田島市	
34302	安芸郡府中町	
34304	安芸郡海田町	
34307	安芸郡熊野町	
34309	安芸郡坂町	
34368	山県郡安芸太田町	
34369	山県郡北広島町	

コード	市区町村	建設事務所(支所)
34202	呉市	呉
34203	竹原市	東広島
34212	東広島市	
34431	大崎上島町	
34204	三原市	東部
34205	尾道市	
34207	福山市	
34208	府中市	
34462	世羅郡世羅町	
34545	神石郡神石高原町	
34209	三次市	北部
34210	庄原市	
34214	安芸高田市	

- (4) 自己資本額に資本性借入金を加算する場合は、資本性借入金のうち自己資本と認められる金額を加算した額を記載し、「資本性借入金」該当証明書の写しを添付してください。

19 項番 18 「利益額（2期平均）」欄

- (1) 営業利益と減価償却実施額の合計額の2期平均の額を記入します（千円未満切捨て）。

$$\left(\begin{array}{l} \text{営業利益（審査対象事業年度）} + \text{減価償却実施額（審査対象事業年度）} \\ + \text{営業利益（審査対象事業年度の前審査対象事業年度）} + \text{減価償却実施額（審査対象事業年度の前審査対象事業年度）} \end{array} \right) \times 1/2$$

なお、利益額がマイナスになるときは、「-」を左端のカラムに記載します（営業利益においても同様）。また、カラム下の表にその内訳を記入します。

※ 利 益 額 = 営業利益 + 減価償却実施額 （利払前税引前償却前利益）

ア 営業利益

「損益計算書」（様式第16号又は第19号（建設業法施行規則））に記載の営業利益を記載します。

イ 減価償却実施額

申請者が法人の場合は、法人税確定申告書別表十六（一）及び（二）等に計上されている減価償却額を記載し、個人事業主の場合は、所得税青色申告決算書又は収支内訳書等に計上されている減価償却費の額を記載します。

- (2) 決算期を変更した場合は、審査対象事業年度及び前審査対象事業年度の利益額及び減価償却実施額が審査基準日から遡って24月分となるように按分計算を行い、その数値をもとに利益額を計算します。

（例：決算月を3月末から6月末に変更し、令和4年6月末を審査基準日とする申請を行うとき）

- ① 当年度：令和4年4月1日～令和4年6月30日

営業利益 322 千円、減価償却実施額 207 千円

- ② 前年度：令和3年4月1日～令和4年3月31日

営業利益 500 千円、減価償却実施額 1,584 千円

- ③ 前々年度：令和2年4月1日～令和3年3月31日

営業利益 -1,704 千円、減価償却実施額 1,476 千円

審査対象事業年度の金額＝①における金額＋②における金額×9/12

前審査対象事業年度における金額＝②における金額×3/12＋③における金額×9/12

なお、按分計算を行った場合は、以下の記載例にならひ、その計算式を余白に記載してください。

【記載例】

審査対象事業年度		審査対象事業年度の前審査対象事業年度	
営業利益	6 9 7	営業利益	- 1 1 5 3
減価償却 実施額	1 3 9 5	減価償却 実施額	1 5 0 3

$$\left\{ \begin{array}{l} R4.4 \sim R4.6 : 322 \\ R3.7 \sim R4.3 : 500 \times 9 / 12 = 375 \end{array} \right.$$

$$\left\{ \begin{array}{l} R4.4 \sim R4.6 : 207 \\ R3.7 \sim R4.3 : 1,584 \times 9 / 12 = 1,188 \end{array} \right.$$

$$\left\{ \begin{array}{l} R3.4 \sim R3.6 : 500 \times 3 / 12 = 125 \\ R2.7 \sim R3.3 : -1,704 \times 9 / 12 = -1,278 \end{array} \right.$$

$$\left\{ \begin{array}{l} R3.4 \sim R3.6 : 1,584 \times 3 / 12 = 396 \\ R2.7 \sim R3.3 : 1,476 \times 9 / 12 = 1,107 \end{array} \right.$$

(3) 確認資料

ア 営業利益

必要年度分（審査対象事業年度を除く）の損益計算書（様式第16号又は第19号（建設業法施行規則））の写し

イ 減価償却実施額

必要年度分の以下の書類

(ア) 法人の場合

・法人税確定申告書別表十六（一）及び（二）並びにその他減価償却費として計上した金額を証明する書類の写し

(イ) 個人事業主の場合

・所得税青色申告決算書又は収支内訳書並びにその他減価償却費として計上した金額を証明する書類の写し

なお、上記の書類で確認できない場合は、経営状況分析を受審する際に分析機関に提出した書類のうち、減価償却費に関する確認書類を添付してください。

(4) 確認資料を省略できる場合について

以下の事項に該当する場合は、当該年度に係る確認資料は省略できます。

ア 営業利益及び減価償却実施額について、経営状況分析結果通知書に記載された参考数値と端数処理の範囲内で一致する場合

※決算期を変更している場合等は、上記（2）で按分計算した数値と経営状況分析結果通知書に記載された参考数値が異なることがありますので注意してください。

イ 前年度までの申請で確認済みの場合

20 項番 19 「技術職員数」

別紙二「技術職員名簿」で記載した技術職員の人数の合計を記入します。

2.1 項番 20 「登録経営状況分析機関番号」

経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、空位のコラムには「0」を記入します。

また、コラムの右に登録経営状況分析機関の名称を記載します。

2.2 「連絡先」

申請書を作成した担当者の所属等、氏名、電話番号及びファックス番号を記載します。

経営規模等評価等手数料及び総合評定値通知手数料確認用紙の記載方法

- 1 左上部の申請者の欄に所在地、商号又は名称、代表者氏名、許可番号を記載します。
- 2 左下部の手数料額計算欄の対象建設業の数及び手数料を記入します。
※ 対象建設業の数は、経営規模等評価申請書（20001 帳票）の項番 16 に「9」を記載した数と一致します。

手数料

- ・ 経営規模等評価 8,100 円 + (2,300 円 × 審査対象業種数)
- ・ 総合評定値 400 円 + (200 円 × 通知対象業種数)

〔窓口申請での経営規模等評価等手数料の納付方法（現金納付）〕

- ① 申請受付窓口で、受付担当者が書類を確認し、手数料の額を確認した後、「経営規模等評価等手数料及び総合評定値通知手数料確認用紙」に手数料額確認印の押印を受けます。
- ② 「経営規模等評価等手数料及び総合評定値通知手数料確認用紙」を、手数料納入窓口を持参し、手数料を納付してください。

手数料納付窓口

西部建設事務所…(一社)広島建設工業協会（西部建設事務所内）

上記以外の建設事務所…各総務事務所（支所）

- ③ 手数料を納付すると「経営規模等評価等手数料及び総合評定値通知手数料確認用紙」に、領収金額等が印字されます。領収金額等が印字された「経営規模等評価等手数料及び総合評定値通知手数料確認用紙」を申請受付窓口へ再度提出してください。

※ 郵送申請の場合の現金による手数料の納付方法については4頁を参照してください。

3年平均を選択した場合

(用紙A4)

2 0 0 0 2

当該帳票が2枚以上となる場合
(1) 項番31は、1枚目のみ記入し、2枚目以降は記入しない。
(2) 項番33、34は、最終の帳票にのみ記入する。

3年平均を選択した場合は、「(元請)完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに(元請)完成工事高を記入し、合計を2で除した数値を記入する。千円未満切捨て

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

3年平均を選択した場合は、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間を記載する。

申請者 広島建設(株) 代表取締役 広島 太郎

Main application form grid with multiple rows for different work types (e.g., 工事の種類, 舗装 工事, 管 工事) and columns for completion and request completion amounts. Includes various calculation tables and explanatory text boxes.

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)

決算期を変更した場合（3月末から10月末へ）（2年平均）

(用紙A4)

2 0 0 0 2

当該帳票が2枚以上となる場合
 (1) 項番31は、1枚目のみ記入し、2枚目以降は記入しない。
 (2) 項番33、34は、最終の帳票にのみ記入する。

工事種別別完成工事高
 工事種別別元請完成工事高

2年平均を選択する場合は「1」を記入する。

各審査対象事業年度における決算期の内訳がわかるように、その期間を記載する。

申請者 広島建設株式会社 代表取締役 広島 太郎

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 項番 3 1 自 0 2 年 1 1 月 至 0 3 年 1 0 月 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 03 年 4 月 ~ 03 年 10 月 02 年 1 1 月 ~ 03 年 3 月 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 項番32に記入する業種は、項番16に記載した業種と一致すること。		審査対象事業年度 計算基準の区分 自 0 3 年 1 1 月 至 0 4 年 1 0 月 1 (1. 2年平均) (2. 3年平均) 04年 4月~04年10月 03年11月~04年 3月 各審査対象事業年度の決算期の内訳期間に対応するように、その期間の(元請)完成工事高を記載する。(元請)完成工事高については、必要となる月数分に対応する決算期の(元請)完成工事高から按分する。		
業種コード	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
3 2 0 2 0	0 1 8 2 5 0 0	1 1 1 5 0 0	1 4 4 5 0 0	9 8 0 0 0
建築一式 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 120,000×7/12=70,000 270,000×5/12=112,500 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 84,000×7/12=49,000 150,000×5/12=62,500 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	94,500 120,000×5/12=50,000	63,000 84,000×5/12=35,000
3 2 0 3 0	2 4 7 5 0 0	1 0 7 7 5 0	2 1 1 5 0 0	1 0 6 2 5
大工 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 210,000×7/12=122,500 300,000×5/12=125,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 99,000×7/12=57,750 120,000×5/12=50,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	124,000 210,000×5/12=87,500	65,000 99,000×5/12=41,250
3 2 1 3 0	2 0 5 0 0 0	1 4 8 7 5 0	1 5 0 0 0 0	1 0 1 7 5 0
舗装 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 180,000×7/12=105,000 240,000×5/12=100,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 105,000×7/12=61,250 210,000×5/12=87,500 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	75,000 180,000×5/12=75,000	58,000 105,000×5/12=43,750
3 2				
工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		
3 3	7 7 5 0 0	6 2 6 2 5	8 2 7 0 0	7 0 0 0 0
その他 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 90,000×7/12=52,500 60,000×5/12=25,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 72,000×7/12=42,000 49,500×5/12=20,625 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	45,200 90,000×5/12=37,500	40,000 72,000×5/12=30,000
3 4 合計	7 1 2 5 0 0	4 3 0 6 2 5	5 8 7 7 0 0	3 7 6 0 0 0

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)

決算期を変更した場合（3月末から10月末へ）（3年平均）

(用紙A4)

2 0 0 0 2

当該帳票が2枚以上となる場合
 (1) 項番31は、1枚目のみ記入し、2枚目以降は記入しない。
 (2) 項番33、34は、最終の帳票にのみ記入する。

工事種類別完成工事高
 工事種類別元請完成工事高

3年平均を選択する場合は「2」を記入する。

3年平均を選択した場合は、「(元請)完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに(元請)完成工事高を記入し、合計を2で除した数値を記入する。

各審査対象事業年度における決算期の内訳がわかるように、その期間を記載する。

申請者 広島建設株式会社 代表取締役 広島 太郎

項番	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度		審査対象事業年度		計算基準の区分	
	自	至	自	至	1	2
31	03年11月	03年10月	03年11月	04年10月	1	2
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 03年4月～03年10月		審査対象事業年度 04年4月～04年10月		1.2年平均 2.3年平均	
	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 02年4月～02年10月		審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 03年11月～04年3月		各審査対象事業年度の決算期の内訳期間に対応するように、その期間の(元請)完成工事高を記載する。(元請)完成工事高については、必要となる月数分に対応する決算期の(元請)完成工事高から按分する。	
業種コード	完成工事高(千円)		元請完成工事高(千円)		完成工事高(千円)	
32020	232500	137000	144500	98000	144500	98000
工事の種類	完成工事高計算表		元請完成工事高計算表		完成工事高(千円)	
建築一式工事	120,000×7/12=70,000	270,000×5/12=112,500	84,000×7/12=49,000	150,000×5/12=62,500	94,500	63,000
	270,000×7/12=157,500	300,000×5/12=125,000	150,000×7/12=87,500	180,000×5/12=75,000	120,000×5/12=50,000	84,000×5/12=35,000
工事の種類	完成工事高計算表		元請完成工事高計算表		完成工事高(千円)	
大工工事	210,000×7/12=122,500	300,000×5/12=125,000	99,000×7/12=57,750	120,000×5/12=50,000	124,000	65,000
	300,000×7/12=175,000	330,000×5/12=137,500	120,000×7/12=70,000	180,000×5/12=75,000	210,000×5/12=87,500	99,000×5/12=41,250
工事の種類	完成工事高計算表		元請完成工事高計算表		完成工事高(千円)	
舗装工事	180,000×7/12=105,000	240,000×5/12=100,000	105,000×7/12=61,250	210,000×5/12=87,500	75,000	58,000
	240,000×7/12=140,000	270,000×5/12=112,500	210,000×7/12=122,500	225,000×5/12=93,750	180,000×5/12=75,000	105,000×5/12=43,750
工事の種類	完成工事高計算表		元請完成工事高計算表		完成工事高(千円)	
工事						
工事の種類	完成工事高計算表		元請完成工事高計算表		完成工事高(千円)	
その他	90,000×7/12=52,500	60,000×5/12=25,000	72,000×7/12=42,000	49,500×5/12=20,625	45,200	40,000
	60,000×7/12=35,000	72,000×5/12=30,000	49,500×7/12=28,875	51,000×5/12=21,250	90,000×5/12=37,500	72,000×5/12=30,000
工事の種類	完成工事高計算表		元請完成工事高計算表		完成工事高(千円)	
合計	812500	502250	588700	376000	588700	376000

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)

法人設立日（事業開始日）を審査基準日とする場合

(用紙A4)

2 0 0 0 2

当該帳票が2枚以上となる場合
 (1) 項番31は、1枚目のみ記入し、2枚目以降は記入しない。
 (2) 項番33、34は、最終の帳票にのみ記入する。

工事種類別完成工事高
 工事種類別元請完成工事高

広島建設(株)
 代表取締役

申請者 広島 太郎

項番 3 1	審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 0 0 年 0 0 月 至 0 0 年 0 0 月	審査対象事業年度 自 0 4 年 0 7 月 至 0 0 年 0 0 月	計算基準の区分 1 (1.2年平均) 2.3年平均
項番32に記入する業種は、項番16に記載した業種と一致すること。	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 年 月～年 月	すべて「0」を記入する。	
業種コード 3 2 0 2 0	完成工事高(千円) 6 10 15 16 20 25 26 30 35 36 40 45 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 16 20 25 26 30 35 36 40 45 0 0 0 0 0 0 0 0 0	完成工事高(千円) 26 30 35 36 40 45 0 0 0 0 0 0
工事の種類 建築一式 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	完工高にもすべて「0」を記入する。
3 2 0 3 0	完成工事高(千円) 6 10 15 16 20 25 26 30 35 36 40 45 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 16 20 25 26 30 35 36 40 45 0 0 0 0 0 0 0 0 0	完成工事高(千円) 26 30 35 36 40 45 0 0 0 0 0 0
工事の種類 大工 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	
3 2 1 3 0	完成工事高(千円) 6 10 15 16 20 25 26 30 35 36 40 45 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 16 20 25 26 30 35 36 40 45 0 0 0 0 0 0 0 0 0	完成工事高(千円) 26 30 35 36 40 45 0 0 0 0 0 0
工事の種類 舗装 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	
3 2 0 0 0	完成工事高(千円) 3 5 10 13 15 20 23 25 30 33 35 40 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 13 15 20 23 25 30 33 35 40 0 0 0 0 0 0 0 0 0	完成工事高(千円) 23 25 30 33 35 40 0 0 0 0 0 0
工事の種類 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	
3 3 0 0 0	完成工事高(千円) 3 5 10 13 15 20 23 25 30 33 35 40 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 13 15 20 23 25 30 33 35 40 0 0 0 0 0 0 0 0 0	完成工事高(千円) 23 25 30 33 35 40 0 0 0 0 0 0
工事の種類 その他 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	
3 4 0 0 0	完成工事高(千円) 3 5 10 13 15 20 23 25 30 33 35 40 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 13 15 20 23 25 30 33 35 40 0 0 0 0 0 0 0 0 0	完成工事高(千円) 23 25 30 33 35 40 0 0 0 0 0 0
工事の種類 合計	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 (2. 無))			

法人設立後（事業開始後）最初の決算日を審査基準日とする場合

(用紙A4)

2 0 0 0 2

当該帳票が2枚以上となる場合
 (1) 項番31は、1枚目のみ記入し、2枚目以降は記入しない。
 (2) 項番33、34は、最終の帳票にのみ記入する。

工事種類別完成工事高
 工事種類別元請完成工事高

申請者 広島建設株式会社 代表取締役 広島 太郎

すべて「0」を記入する。

項番	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度										審査対象事業年度		計算基準の区分																			
	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	13	15	17	19	21	23	25	27	29	31	33	35	37	39	41	43	45		
31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	03	01	04	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01		
32	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	02	05	04	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	
33	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	03	05	06	01	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	
34	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	04	08	05	00	01	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	06	08	05	00	01	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	

業種コード	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
32020	0000000000	0000000000
32030	0000000000	0000000000
32130	0000000000	0000000000
32000	0000000000	0000000000
33000	0000000000	0000000000
34000	0000000000	0000000000
合計	0000000000	0000000000

工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表
建築一式 工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度
大工 工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度
舗装 工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度
その他 工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 (2. 無))

工事経歴書の記載例 1：元請工事及び全体の工事のいずれも合計額の7割まで記載するケース

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）

（用紙A4）

該当するものに
○をする。

工 事 経 歴 書

（建設工事の種類）とび・土工・コンクリート 工事 （税込 税抜）

土木工事業、とび・土工工事業、及び鋼構造物工事業の場合は、必ず内訳（土→PC、と→法面処理、鋼→鋼橋上部）を記載する。

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配 置 技 術 者		請 負 代 金 の 額		工 期		
					氏 名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所コ印を記載）		うち、 ・PC ・ 法面処理 ・鋼橋上部	着 工 年 月	完成又は 完成予定年月	
						主任技術者	監理技術者				
〇〇市	元請	JV	市道〇〇線 法面処理工事	広島県〇〇市	広島 一郎		レ	62,000千円	62,000千円	令和〇1年11月	令和〇2年3月
〇〇建設事務所	元請		県道〇〇線 交通安全施設工事	広島県〇〇町	福山 一郎		レ	18,100千円	千円	令和〇1年12月	令和〇2年3月
〇〇町	元請		町道〇〇線 道路改良工事	広島県〇〇町	福山 花子		レ	11,550千円	千円	令和〇1年11月	令和〇2年2月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
〇〇建設㈱	下請		〇〇工業団地土地造成工事	広島県〇〇市	広島 三郎		レ	23,420千円	千円	令和〇2年2月	令和〇2年9月
〇〇市	元請		市道〇〇線 道路改良工事	広島県〇〇市	福山 花子		レ	9,030千円	千円	令和〇2年5月	令和〇2年9月
(有)〇〇工務店	下請		県道〇〇線 道路改良工事	広島県〇〇町	広島 一郎		レ	9,000千円	千円	令和〇2年4月	令和〇2年7月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
12 (主な未成工事)								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
〇〇建設事務所	元請		〇〇川 河川改良工事	広島県〇〇町				23,550千円	千円	令和〇2年8月	令和〇3年3月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月

- ① 元請工事に係る完成工事について、その請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで額の大きい順に記載する。
 - ② ①に続けて、①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について、すべての完工高の約7割を超えるところまで額の大きい順に記載する。
 - ③ ②に続けて、主な未成工事について、額の大きい順に記載する。

※より詳細な記載方法については、広島県のホームページに掲載している「建設業許可申請の手引き」を参照してください。

別紙一「工事種類別（元請）完成工事高」の項番32の当該業種の完成工事高及び元請完成工事高と一致する。

小 計	6 件	133,100 千円	62,000 千円	うち 元請工事	100,680千円	62,000千円
合 計	11 件	180,500 千円	62,000 千円	うち 元請工事	130,200千円	62,000千円

**工事経歴書の記載例 2 : 元請工事について合計額の 7 割まで記載し、全体の工事については
軽微な工事を 10 件まで記載するケース**

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）

（用紙 A 4）

該当するものに○をする。

工 事 経 歴 書

（建設工事の種類） **舗装** 工事 （ 税込 ・ **税抜** ）

土木工事業、とび・土工事業、及び鋼構造物工事業の場合は、必ず内訳（土→PC、と→法面処理、鋼→鋼橋上部）を記載する。

				氏 名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所へ印を記載）			うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着 工 年 月	完成又は 完成予定年月
					主任技術者	監理技術者				
〇〇市	元請	市道〇〇線 舗装工事	広島県〇〇市	広島 太郎	レ		7,000千円	千円	令和01年11月	令和02年2月
(株)〇〇	元請	駐車場舗装工事	広島県〇〇市	広島 一郎	レ		2,400千円	千円	令和02年8月	令和02年9月
〇〇(有)	元請	敷地内舗装工事	広島県〇〇市	広島 吾郎	レ		1,300千円	千円	令和02年2月	令和02年3月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
〇〇建設(有)	下請	市道〇〇線 舗装工事	広島県〇〇市	広島 洋一	レ		5,100千円	千円	令和02年9月	令和02年10月
〇〇土木(株)	下請	町道〇〇線 舗装工事	広島県〇〇町	福山 花子	レ		1,670千円	千円	令和02年2月	令和02年3月
(株)〇〇土工	下請	県道〇〇線 舗装工事	広島県〇〇市	広島 吾郎	レ		1,500千円	千円	令和02年4月	令和02年5月
〇〇土建(株)	下請	(株)〇〇社宅敷地内 舗装工事	広島県〇〇市	広島 洋一	レ		1,370千円	千円	令和02年6月	令和02年7月
(株)〇〇土木	下請	町道〇〇線 舗装工事	広島県〇〇町	広島 吾郎	レ		1,200千円	千円	令和02年5月	令和02年5月
〇〇	元請	私道舗装工事	広島県〇〇市	広島 一郎	レ		1,190千円	千円	令和02年7月	令和02年8月
〇〇建設(株)	下請	市道〇〇線 舗装工事	広島県〇〇市	広島 吾郎	レ		1,110千円	千円	令和02年6月	令和02年6月
〇〇土工(株)	下請	町道〇〇線 舗装工事	広島県〇〇町	福山 花子	レ		1,020千円	千円	令和02年1月	令和02年1月
(有)〇〇	元請	〇〇邸進入口 舗装工事	広島県〇〇町	福山 一郎	レ		600千円	千円	令和01年12月	令和01年12月

- ① 元請工事に係る完成工事について、その請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで額の大きい順に記載する。
- ② ①に続けて、①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について、すべての完工高の約7割を超えるところまで額の大きい順に記載する。
ただし、軽微な工事について①で記載した工事と合わせて10件まで記載すれば、その他の工事については記載を省略できる。
- ③ ②に続けて、主な未成工事について、額の大きい順に記載する。
※より詳細な記載方法については、広島県のホームページに掲載している「建設業許可申請の手引き」を参照してください。

小 計	12 件	25,460 千円	千円	うち 元請工事	
				12,490千円	千円
合 計	42 件	40,000 千円	千円	うち 元請工事	
				13,500千円	千円

別紙一「工事種別（元請）完成工事高」の項番32の当該業種の完成工事高及び元請完成工事高と一致する。

審査対象とする業種についてのみ記入し、その他の業種の完工高は「その他の建設工事の施工金額」に計上する

内訳の業種についても分けて記載する。

該当するものに○をする。

(用紙A4)

様式第三号 (第二条, 第十三条の二, 第十三条の三関係)

直前3年の各事業年度における工事施工金額

(税込・税抜/単位: 千円)

事業年度	許可に係る建設工事の施工金額						その他の建設工事の施工金額	合計
	注文者の区分	とび・土工・コンクリート工事	うち 法面処理工事	管工事	舗装工事			
第24期 令和1年11月1日から 令和2年10月31日まで	元請	公共	72,682	0	0	6,000	1,756	80,438
		民間	48,454	0	8,000	4,000		60,454
	下請		109,640	0	0	22,000	110	131,750
	計		230,776	0	8,000	32,000	1,866	272,642
第25期 令和2年11月1日から 令和3年10月31日まで	元請	公共	42,540	0	0	5,000	0	47,540
		民間	63,810	0	5,000	2,000	1,000	71,810
	下請		81,270	0	0	21,000	0	102,270
	計		187,620	0	5,000	28,000	1,000	221,620
第26期 令和3年11月1日から 令和4年10月31日まで	元請	公共	100,680	62,000	0	7,000	0	107,680
		民間	29,520	0	0	6,500	5,000	41,020
	下請		50,300	0	0	26,500	0	76,800
	計		180,500	62,000	0	40,000	5,000	225,500
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							

《記載方法》

- ・2年平均を選択した場合は直前2年分を、3年平均を選択した場合は直前3年分について、元請・下請工事別に記入する。
- ・土木一式工事の内訳であるPC工事、とび・土工・コンクリート工事の内訳である法面処理工事、鋼構造物工事の内訳である鋼橋上部工事についても、それぞれの工事ごとに記入する。

V 工事種類別（元請）完成工事高（20002帳票）

考え方

1 対象となる期間について

申請をする日の属する事業年度の開始の日の直前2年又は直前3年（営業月数が24か月（又は36か月）に満たないときは当該営業月数。以下同じ。）のいずれかの年間平均完成工事高を対象とします。

このとき選択した方法により、すべての対象建設業について評価されることとなります。（対象建設業ごとにいずれかの方法を選択することはできません。）

$$\text{年間平均完成工事高} = \text{24か月（又は36か月）分の完成工事高} \div 2 \text{（又は3）}$$

※24か月（又は36か月）に満たないときは、当該月数に係る完成工事高 \div 2（又は3）

※24か月（又は36か月）分の完成工事高は、審査基準日から遡って算定します。

- (1) 年1回決算（1事業年度＝12か月）の場合、2事業年度（12か月 \times 2＝24か月）又は3事業年度（12か月 \times 3＝36か月）の完成工事高を対象とします。
- (2) 年2回決算（1事業年度＝6か月）の場合、4事業年度（6か月 \times 4＝24か月）又は6事業年度（6か月 \times 6＝36か月）の完成工事高を対象とします。
- (3) 営業月数が24か月（又は36か月）に満たないときは、当該月数の完成工事高を審査対象とします。
- (4) 24か月（又は36か月）の算定に当たり、許可を受けないで営業した月数も対象となります。

2 完成工事高の算出について

- (1) 一つの請負契約に係る建設工事の完成工事高を、二つ以上の業種（建設業の種類）に分割又は重複計上することはできません。
- (2) 専門工事業の完成工事高の一部又は全部を、その内容に応じて一式工事業又は他の専門工事業の完成工事高に加算することができます（以下「業種間積み上げ」という。）。ただし、加算した場合、積み上げ元の専門工事業については、経営規模等評価等を申請することができません。

専門工事業の完成工事高のうち、内容又は性質が異なるため加算できなかった完成工事高等は、項番33の「その他工事」に記入します。

なお、当該専門工事業は、建設業の許可を受けていることが必要であり、許可を受けていない場合は加算することはできません。

業種間積み上げを行う場合は、「工事種別完成工事高業種間積み上げ表」を作成してください。

上記加算処理の具体的な方法は次のとおりです。

(ケース1)

建築一式工事及び大工工事について、建設業許可を受けてから初めて申請する経営規模等評価等において、建築工事業のみを対象建設業とし、大工工事業は対象建設業とせず、上記加算処理を行う場合

→ 項番 32 は「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度」及び「審査対象事業年度」のそれぞれに対応する建築一式工事 [(建築一式工事のすべて) + (大工工事のうち、その内容により建築一式工事に含めることができるもの)] について記入する。

大工工事の完成工事高のうち、建築一式工事に含めることができなかったものは項番 33 「その他工事」欄に記入する。

(ケース2)

毎年継続して経営規模等評価等を申請している者が、前回の経営規模等評価等では、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事及び造園工事の3業種について申請したが、今回はとび・土工・コンクリート工事を土木一式工事に含めて、土木一式工事及び造園工事の2業種を申請する場合

→ 項番 32 は「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度」及び「審査対象事業年度」のそれぞれに対応する土木一式工事 [(土木一式工事のすべて) + (とび・土工・コンクリート工事のうち、その内容により土木一式工事に含めることができるもの)] 及び造園工事について記入する。

とび・土工・コンクリート工事業の完成工事高のうち、土木一式工事に含めることができなかったものは項番 33 「その他工事」欄に記入する。

(ケース3)

令和3年10月末日を審査基準日とする経営規模等評価等において、とび・土工・コンクリート工事の完成工事高を土木一式工事に含めたが、令和4年10月末日を審査基準日とする申請においては、それぞれを対象建設業とした申請しようとする場合

→ 令和3年の経営規模等評価等において土木一式工事に記入した完成工事高を、令和4年においては、とび・土工・コンクリート工事と土木一式工事に分割分類し、それぞれの完成工事高を当該業種の「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度」の欄に記入、「審査対象事業年度」に係る完成工事高もそれぞれ記入する。

【業種間積み上げができる専門工事】

振替元		振替先
とび・土工・コンクリート、石、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、塗装、水道施設、解体	⇒	土木一式工事
大工、左官、とび・土工・コンクリート、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、建具、解体	⇒	建築一式工事

※工事内容によっては積み上げできない場合があります。

【「工事種類別完成工事高業種間積み上げ表」の記載例】

業種間積み上げを行った審査対象業種	左の完成工事高の内訳
(審査対象事業年度) 令和3年11月～令和4年10月 土木一式工事 15,000千円 うち元請 11,000千円	土木一式工事 10,000千円 うち元請 10,000千円 とび・土工・コンクリート工事 5,000千円 うち元請 1,000千円
(前審査対象事業年度) 令和2年11月～令和3年10月 土木一式工事 12,000千円 うち元請 12,000千円	土木一式工事 12,000千円 うち元請 12,000千円 とび・土工・コンクリート工事 0千円 うち元請 0千円
(前々審査対象事業年度) 令和元年11月～令和2年10月 土木一式工事 13,000千円 うち元請 9,000千円	土木一式工事 9,000千円 うち元請 9,000千円 とび・土工・コンクリート工事 4,000千円 うち元請 0千円

申請者 ○○建設工業(株)

(3) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）に定める一括下請負の禁止に違反した工事については、完成工事高から除外されます。

(4) 工事完成後、施工不良等を理由とした請負代金の減額がなされた場合、当該値引額は完成工事高から除外されます。

(5) 工事完成後、発注者との継続的取引により一定期間の総取引額や総取引量が一定以上となったことを理由とした請負代金の減額を行った場合、当該割戻額は完成工事高から除外されます。

記載方法

- この表は、対象建設業に係る建設工事の業種ごとに作成します。
また、本帳票を2枚以上使用する場合には、項番31の欄は1枚目の帳票のみに記入し、項番33及び項番34は最終帳票のみに記入します。
- この表は、消費税及び地方消費税額を控除した税抜方式で作成してください。ただし免税業者は税込方式で作成してください。

3 項番 3 1 「事業年度」

- (1) 審査基準日から遡って、24か月又は36か月になるまでの各審査対象事業年度について記入します。

また、審査対象事業年度及びその直前2年の各審査対象事業年度による3年平均を選択した場合は、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間を記入します。

※決算期を変更した場合

決算期を変更した場合も、審査基準日から遡って、24か月又は36か月になるまでの各審査対象事業年度について記入します。(決算期間を記入するのは誤りです。)

また、各審査対象事業年度における決算期の内訳がわかるように、記載例にない、その内訳を記載します。

※月中決算の場合

決算日が月中の場合(例：令和3年11月20日)の事業年度の記載は、次のとおりになります。

《2年平均の場合》

前審査対象事業年度：令和01年11月21日～令和02年11月20日

審査対象事業年度：令和02年11月21日～令和03年11月20日

⇒上記の網掛けをした数字を項番31の左のカラムから順に記載します。

- (2) 「計算基準の区分」欄に、2年平均を選択した場合「1」、3年平均を選択した場合「2」を記入します。(2年平均だから「2」と記入するのは誤りです。)
- (3) 審査対象事業年度のみでそれ以前の事業年度がないものについては、項番31の[審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度]のカラムにはすべて「0」を記入します。

また、項番32及び項番34のカラムにも「0」を記入してください。

4 項番 32 「業種コード」

(1) 次のコード表により該当する建設工事の種類に応じたコードをカラムに記入し、「工事の種類」欄にも対象業種名を記入します。

コード	建設工事の種類	コード	建設工事の種類	コード	建設工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・レンガ・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

(2) 項番 32 に記載の業種と経営規模等評価申請書（20001 帳票）の項番 16 「経営規模等評価等対象建設業」に記入の業種は一致します。

(3) 審査対象建設業が「土木一式工事」である場合においては、そのすぐ下段に、完成工事高の有無にかかわらず、必ずその内訳として「プレストレストコンクリート構造物工事」について記入します。

同様に、「とび・土工・コンクリート工事」である場合においてはその内訳として「法面処理工事」を、「鋼構造物工事」である場合においてはその内訳として「鋼橋上部工事」をそれぞれ記入します。

(4) 希望できる業種は、経営規模等評価申請時において許可を有しているものに限られます。（審査基準日時点で許可を有していなくても、経営規模等評価申請時点において許可を有していれば、審査希望業種として申請できます。）

5 項番 3 2 「完成工事高」及び「元請完成工事高」

項番 31 に記入した各審査対象事業年度ごとに各対象業種の完成工事高及び元請完成工事高（以下「(元請) 完成工事高」という。）を記入します。

また、(元請) 完成工事高について、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前 2 年の審査対象事業年度における 3 年平均によるものを選択した場合は、直前 2 年の各審査対象事業年度の (元請) 完成工事高の合計を 2 で除した数値を記入し、「(元請) 完成工事高計算表」に直前 2 年の審査対象事業年度ごとに (元請) 完成工事高を記入します。

※決算期を変更した場合

各審査対象事業年度における決算期の内訳ごとに、それに対応する完成工事高が分かるように記載例にならい、その内訳を記載します。

完成工事高については、必要となる月数分を対応する決算期の完成工事高から按分します。(※元請完成工事高についても同様の取扱いです。)

6 項番 3 3 「その他工事」

経営規模等評価を希望しない業種及び申請できない業種（許可がないものを含む。）に係る完成工事高を記入します。

7 項番 3 4 「合計」

損益計算書の完成工事高と一致します。

⇒項番 32（内訳業種を除く。）＋項番 33 ≤ 項番 34（誤差は対象業種数 × 千円の範囲内）

8 組織変更の場合等

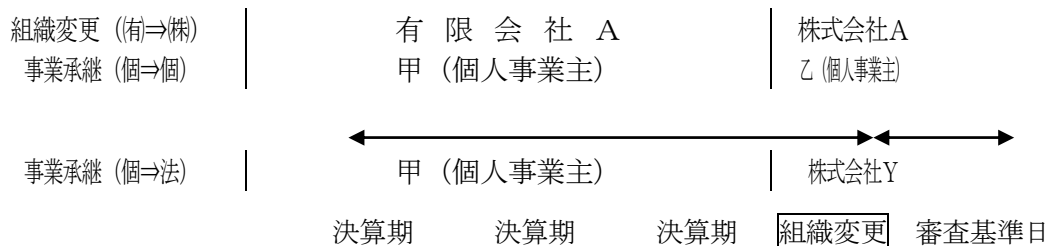
当期事業年度開始日からさかのぼって 2 年以内（又は 3 年以内）に、営業の同一性を失うことなく組織変更を行った者は、当該変更に関わらず、変更前及び変更後を通じた当期事業年度開始日の直前 2 年（又は直前 3 年）の各事業年度における完成工事高を通算します。

ここでいう、組織変更を行った者とは、次に該当するもののことです。

ア 有限会社（又は株式会社）たる建設業者が経営実態を継続させたまま、株式会社（又は有限会社）を設立した場合であって、建設業許可に関する商号の変更届を受理されている者

イ 相続又は営業譲渡等により許可業者から建設業に関する営業の全部を引き継ぎ、
広島県知事より建設業許可について事業承継の認可を受けている者

(例)



9 「契約後 V E に係る完成工事高の評価の特例」欄

用紙ごとに、契約後 V E (施工段階で施工方法等の技術提案を受付ける方式) に係る工事の完成工事高について、契約後 V E による縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無に記載します。

※ 契約後 V E に係る公共工事の完成工事高は、契約後 V E による減額変更前の契約額で評価できることとし、この場合は、契約後 V E による契約額の減額の金額が証明できる書類を提出することが必要です。

確認資料

1 [様式第二号 工事経歴書]

項番 31 に記載した各事業年度について、様式第 2 号による工事経歴書を次の要領により作成します。

ただし、許可申請時又は毎事業年度終了時における変更等の届出時に既に提出している場合は、添付を省略することができます（経営事項審査を受審する場合の記載要領に従って記載されている場合に限ります）。

(1) 記載要領

ア 工事種類別（元請）完成工事高（20002 帳票）の工事種類別（元請）完成工事高欄に計上した工事高の算出根拠となった工事について、業種ごとに次のとおり記入します。

① 元請工事に係る完成工事について、元請工事に係る請負代金の額の合計額の 7 割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載します。

ただし、軽微な工事 [1 件の請負代金（消費税及び地方消費税を含む。）の額が建築一式工事にあつては 1,500 万円に満たない工事又は延べ面積が 150 平方メートルに満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあつては 500 万円に満たない工事、以下同じ。] については、上記にかかわらず請負金額の大きいものから順に 10 件まで記載すればその他の工事については省略できます。

また、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額の 7 割の額が 1,000 億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載不要です。

② ①に続けて、①で記載した以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額の 7 割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載します。

ただし、軽微な工事については、上記にかかわらず請負金額の大きいものから順に、①で記載した件数と合わせて 10 件まで記載すればその他の工事については省略できます。

また、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額の 7 割の額が 1,000 億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載不要です。

③ ②に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載します。

- イ 「注文者」欄には、請け負った契約の直接の相手方の名前を記入します。
- ウ 元請とは建設工事の最初の注文者（発注者）から直接請負ったものであり、これ以外は下請けとなります。
- エ 工事名については、契約書等から施工箇所と工事内容がわかるように具体的に記入してください。
- オ 共同企業体（JV）として行った工事については、「JVの別」欄に、「JV」と記載します。請負代金の額は、以下のとおり記載します。
- ① 共同施工型（甲型）の場合：共同企業体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額
 - ② 分担施工型（乙型）の場合：分担した工事金額
- カ 「配置技術者」欄には、法第26条第1項又は第2項の規定により置かれた主任技術者又は監理技術者（工期の途中で変更があった場合は、すべての者）の氏名を記載し、「主任技術者」又は「監理技術者」欄のいずれかをチェックします。
- キ 土木一式工事についてこの表を作成する際には、「請負代金の額」の欄中の「うちPC」を丸で囲み、各工事ごとにプレストレストコンクリート構造物工事に該当する請負代金の額を記載します。また、とび・土工・コンクリート工事について作成する際には「法面処理」、鋼構造物工事について作成する際には「鋼橋上部」について同様に記載します。このとき、完成工事高がない場合は、計の欄に必ず「0」を記入してください。
- ク 複数枚になる場合は、ページごとの完成工事の件数及び請負代金の額の合計を「小計」欄に記載し、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載します。
- また、「小計」・「合計」のうち、元請工事に係る請負代金の額の合計を「うち元請工事」欄に記載します。
- ケ 「請負代金の額」は必ず消費税等相当額を控除したものとしてください。（免税業者を除く。）
- コ 決算期及び建設工事の種類ごとに別葉としてください。
- サ 項番32に記載の業種だけでなく、項番33「その他工事」に係るものについても工事経歴書を作成します。
- シ 建設工事に該当しないもの（草刈り、剪定、伐開、保守管理、商品売上、自家用工作物に関する工事、産業廃棄物の処理・運搬等）は除外してください。

ス 「着工年月」及び「完成年月」は、実際に着手、竣工した年月を記入してください。

セ 工事経歴書はA4版により作成します。

- (2) 専門工事の完成工事高を一式工事の完成工事高に加算した場合は、一式工事と専門工事の各工事の合計について、7割以上か否かを判断します。(請負金額の大小の判断も合わせたもので行います。)

また、加算した業種とその加算額を、計の欄外にかっこ書き(例：うち(大)12,300)します。

- (3) 工事経歴書に修正が必要となり、業種ごと及び合計の金額が変更となる場合は、工事種類別(元請)工事高(20002帳票)の修正に加え、直前決算に係る決算変更届の修正も必要です。

(例) 工事でないものの売上高を完成工事高に含めていた時は、工事経歴書のほか直前3年の各事業年度における工事施工金額、損益計算書及び完成工事原価報告書の修正が必要です。

- (4) 工事経歴書に記載した個別工事について、通常は確認資料を提出する必要はありませんが、工事経歴書に記載された工事名、請負金額、配置技術者及び工期等に不自然な点が見られる等、別途確認が必要であると思われる時は、建設工事請負契約書等の提示等を求める場合があります。(工事請負契約書等については83頁以降に説明があります。)

2 [様式第三号 直前3年の各事業年度における工事施工金額]

項番31に記載した各事業年度について、次の記載要領により作成した「直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号)」を添付してください。

なお、前年度以前の経営事項審査の申請時に既に提出している場合は、添付の必要はありません。

(1) 記載要領

項番31の「計算基準の区分」において、2年平均を選択した場合は直前2年分について、3年平均を選択した場合は直前3年分について、元請金額の合計額及び下請金額の合計額を審査対象とする各業種ごとに記入します。

また、土木一式工事の内訳であるプレストレストコンクリート構造物(PC)工事、とび・土工・コンクリート工事の内訳である法面処理工事、鋼構造物工事の内訳である鋼橋上部工事の金額についても、それぞれ基の業種に続けて記載してください。

今回申請しない業種はその他の建設工事の施工金額欄に一括して計上してください。

※ 建設業許可申請時及び決算変更届出時とは記載方法が異なりますので、ご注意ください。

金額の表示方法（端数処理）

（１）端数処理の方法

ア 千円未満の端数を切り捨てて表示します。

イ 工事種類別（元請）完成工事高及び合計に計上する額は、全ての工事請負代金（消費税等抜き）の額を足しあげた後、端数処理をします。

※ 工事経歴書の記載方法の3の加算処理を用いた際には、特に注意してください。

（例）土木工事業（1,234,567円）、舗装工事業（777,777円）を全て土木工事業の完工高として計上する場合の土木工事業の完工高

$$\textcircled{正} \quad 1,234,567 \text{ 円} + 777,777 \text{ 円} = 2,012,344 \text{ 円} \quad \approx \quad \textspan style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2,012 \text{ 千円}$$

$$\textcircled{誤} \quad 1,234 \text{ 千円} (\approx 1,234,567 \text{ 円}) + 777 \text{ 千円} (\approx 777,777 \text{ 円}) = \textspan style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2,011 \text{ 千円}$$

ウ 端数処理のため、工事種類別（元請）完成工事高（20002 帳票）の項番 32 及び項番 33 の完成工事高及び元請完成工事高を積み上げて算出した額は、項番 34 に一致しない場合があります。

（２）端数処理の許容範囲について

工事種類別（元請）完成工事高（20002 帳票）にあつては、「経営規模等評価希望業種数＋項番 32 及び項番 33 の完成工事高及び元請完成工事高を積み上げて算出した額」の範囲内に項番 34 の金額があることが必要です。

消費税確定申告書（控）及び納税証明書の添付について

1 背景

経営事項審査は、その結果が各公共発注機関における建設工事の発注事務等にも広く活用されていることから、その審査には高い客観性・厳格性が求められています。特に経営規模等評価の審査項目の1つである工事種類別（元請）完成工事高については、総合評定値に占める比重がもっとも大きいことから、水増し申請等虚偽申請の防止が重要な課題となっています。そこで完成工事高等の確認のため消費税確定申告書（控）及び消費税納税証明書（その1）の添付をお願いしています。

2 必要書類

工事種類別（元請）完成工事高に記載した各審査対象事業年度について、次の書類を添付します。

(1) 「課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（第3-1号様式）又は（第3-3号様式）」（控）の写し

(2) 「納税証明書（その1）」の原本

※証明を受ける税目は「消費税及地方消費税」です。

※各納税地を管轄する税務署で発行してもらえます。

※ 申告義務のない（いわゆる免税事業者となる）年度については納税証明書のみを添付します。

※ なお、前期（審査基準日を含む審査対象事業年度の直前の審査対象事業年度）以前の事業年度終了日を審査基準日とする経営規模等評価の結果の通知を受けた方については、当該申請において審査対象事業年度であった期間に係る消費税等確定申告書及び納税証明書を省略することができます。

◎納税証明書の取得についてはオンラインで交付請求ができます。

◎国税庁のe-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して納税証明書の交付請求を行い、電子納税証明書（電子データ）を取得することもできます。

○国税庁ホームページ：「納税証明書の交付請求手続」

「電子納税証明書（PDF）がとても便利です！」

3 工事請負契約書等の提出について

審査の結果、確定申告書等の内容と経営規模等評価の申請の内容との整合が確認できなかった場合、工事請負契約書や税務申告書類等の提出を求めることがありますので、予めご了承ください。

技術職員名簿

技術職員名簿の枚数が3枚目であれば、「003」と記入する。

監理技術者資格者証の交付番号を受けているものについて、その交付番号を記入する。

頁 数 8 1 0 0 1 頁 申請者 代表取締役 広島 太郎

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数																																																																
1		広島 太郎	昭和32年5月17日	68	8 2 0 5 1 1 3 1 1 3 1 1 3 1						9876543210	30 ▲(例1)																																																																
2		福山 建男	昭和33年3月4日	67	8 2 0 5 2 1 4 2							0																																																																
3		広島 一郎	昭和43年6月24日	57	8 2 1 3 0 0 1 2							12																																																																
4	○	広島 三郎	昭和50年6月25日	50	8 2 0 5 2 1 4 2 1 3 0 0 2 2							5 ▲(例2)																																																																
5	○	広島 花子	平成3年8月13日	34	8 2 1 3 2 1 2 2 0 9 2 7 6 2							3																																																																
6			年 月 日		8 2																																																																							
7		審査対象年内に新規に技術職員となった者(49ページ参照)に○印を記入する。		審査基準日時点の満年齢を記入する。記載例は、令和4年10月31日が審査基準日の場合		※ 記入できるのは一人2業種まで。 ・1つの資格で2業種選択可能 ・2つの資格で2業種選択可能																																																																						
9		<table border="1"> <tr> <th>コード</th> <th>建設業の種類</th> <th>コード</th> <th>建設業の種類</th> </tr> <tr><td>01</td><td>土木工事業</td><td>16</td><td>が び工事業</td></tr> <tr><td>02</td><td>建築工事業</td><td>17</td><td>塗装工事業</td></tr> <tr><td>03</td><td>大工工事業</td><td>18</td><td>防水工事業</td></tr> <tr><td>04</td><td>左官工事業</td><td>19</td><td>内装仕上工事業</td></tr> <tr><td>05</td><td>とび・土工工事業</td><td>20</td><td>機械器具設置工事業</td></tr> <tr><td>06</td><td>石工事業</td><td>21</td><td>熱絶縁工事業</td></tr> <tr><td>07</td><td>屋根工事業</td><td>22</td><td>電気通信工事業</td></tr> <tr><td>08</td><td>電気工事業</td><td>23</td><td>造園工事業</td></tr> <tr><td>09</td><td>管工事業</td><td>24</td><td>さく井工事業</td></tr> <tr><td>10</td><td>タイル・レガ・ブロック工事業</td><td>25</td><td>建具工事業</td></tr> <tr><td>11</td><td>銅構造物工事業</td><td>26</td><td>水道施設工事業</td></tr> <tr><td>12</td><td>鉄筋工事業</td><td>27</td><td>消防施設工事業</td></tr> <tr><td>13</td><td>舗装工事業</td><td>28</td><td>清掃施設工事業</td></tr> <tr><td>14</td><td>しゅんせつ工事業</td><td>29</td><td>解体工事業</td></tr> <tr><td>15</td><td>板金工事業</td><td></td><td></td></tr> </table>	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	01	土木工事業	16	が び工事業	02	建築工事業	17	塗装工事業	03	大工工事業	18	防水工事業	04	左官工事業	19	内装仕上工事業	05	とび・土工工事業	20	機械器具設置工事業	06	石工事業	21	熱絶縁工事業	07	屋根工事業	22	電気通信工事業	08	電気工事業	23	造園工事業	09	管工事業	24	さく井工事業	10	タイル・レガ・ブロック工事業	25	建具工事業	11	銅構造物工事業	26	水道施設工事業	12	鉄筋工事業	27	消防施設工事業	13	舗装工事業	28	清掃施設工事業	14	しゅんせつ工事業	29	解体工事業	15	板金工事業												
コード	建設業の種類	コード	建設業の種類																																																																									
01	土木工事業	16	が び工事業																																																																									
02	建築工事業	17	塗装工事業																																																																									
03	大工工事業	18	防水工事業																																																																									
04	左官工事業	19	内装仕上工事業																																																																									
05	とび・土工工事業	20	機械器具設置工事業																																																																									
06	石工事業	21	熱絶縁工事業																																																																									
07	屋根工事業	22	電気通信工事業																																																																									
08	電気工事業	23	造園工事業																																																																									
09	管工事業	24	さく井工事業																																																																									
10	タイル・レガ・ブロック工事業	25	建具工事業																																																																									
11	銅構造物工事業	26	水道施設工事業																																																																									
12	鉄筋工事業	27	消防施設工事業																																																																									
13	舗装工事業	28	清掃施設工事業																																																																									
14	しゅんせつ工事業	29	解体工事業																																																																									
15	板金工事業																																																																											
10		技術職員が審査基準日以前1年間に取得したCPD単位を、「別表第18」に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数を記入する。(少数点以下は切り捨て) ※上記の算出結果、各人のCPD単位取得数の上限は30単位。 ※計上することができるのは、技術職員1名につき、1団体分の単位のみ。 (複数の認定団体から単位を認定されている場合は、いずれかの1団体のみで算出)																																																																										
11		(例1) 審査基準日以前1年間で、(一財)建設業振興基金で15単位、認定を受けている場合 15単位÷12(告示別表第18)×30=37.5→30単位(30単位を超過した場合、30単位) (例2) 審査基準日以前1年間で、(一財)建設業振興基金で2単位、認定を受けている場合 2単位÷12(告示別表第18)×30=5単位																																																																										
12		国土交通省告示 別表第18(第二の四の10関係)																																																																										
13		<table border="1"> <thead> <tr> <th>CPD認定団体</th> <th>除する数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>公益社団法人空調和・衛生工学会</td><td>50</td></tr> <tr><td>一般財団法人建設業振興基金</td><td>12</td></tr> <tr><td>一般社団法人建設コンサルタンツ協会</td><td>50</td></tr> <tr><td>一般社団法人交通工学研究会</td><td>50</td></tr> <tr><td>公益社団法人地盤工学会</td><td>50</td></tr> <tr><td>公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター</td><td>20</td></tr> <tr><td>公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会</td><td>50</td></tr> <tr><td>一般社団法人全国測量設計業協会連合会</td><td>20</td></tr> <tr><td>一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会</td><td>20</td></tr> <tr><td>一般社団法人全日本建設技術協会</td><td>25</td></tr> <tr><td>土質・地質技術者生涯学習協議会</td><td>50</td></tr> <tr><td>公益社団法人土木学会</td><td>50</td></tr> <tr><td>一般社団法人日本環境アセスメント協会</td><td>50</td></tr> <tr><td>公益社団法人日本技術士会</td><td>50</td></tr> <tr><td>公益社団法人日本建築士会連合会</td><td>12</td></tr> <tr><td>公益社団法人日本造園学会</td><td>50</td></tr> <tr><td>公益社団法人日本都市計画学会</td><td>50</td></tr> <tr><td>公益社団法人農業農村工学会</td><td>50</td></tr> <tr><td>一般社団法人日本建築士事務所協会連合会</td><td>12</td></tr> <tr><td>公益社団法人日本建築家協会</td><td>12</td></tr> <tr><td>一般社団法人日本建設業連合会</td><td>12</td></tr> <tr><td>一般社団法人日本建築学会</td><td>12</td></tr> <tr><td>一般社団法人建築設備技術者協会</td><td>12</td></tr> <tr><td>一般社団法人電気設備学会</td><td>12</td></tr> <tr><td>一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会</td><td>12</td></tr> <tr><td>公益財団法人建築技術教育普及センター</td><td>12</td></tr> <tr><td>一般社団法人日本建築構造技術者協会</td><td>12</td></tr> </tbody> </table>											CPD認定団体	除する数	公益社団法人空調和・衛生工学会	50	一般財団法人建設業振興基金	12	一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50	一般社団法人交通工学研究会	50	公益社団法人地盤工学会	50	公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20	公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50	一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20	一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20	一般社団法人全日本建設技術協会	25	土質・地質技術者生涯学習協議会	50	公益社団法人土木学会	50	一般社団法人日本環境アセスメント協会	50	公益社団法人日本技術士会	50	公益社団法人日本建築士会連合会	12	公益社団法人日本造園学会	50	公益社団法人日本都市計画学会	50	公益社団法人農業農村工学会	50	一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12	公益社団法人日本建築家協会	12	一般社団法人日本建設業連合会	12	一般社団法人日本建築学会	12	一般社団法人建築設備技術者協会	12	一般社団法人電気設備学会	12	一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12	公益財団法人建築技術教育普及センター	12	一般社団法人日本建築構造技術者協会	12								
CPD認定団体	除する数																																																																											
公益社団法人空調和・衛生工学会	50																																																																											
一般財団法人建設業振興基金	12																																																																											
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50																																																																											
一般社団法人交通工学研究会	50																																																																											
公益社団法人地盤工学会	50																																																																											
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20																																																																											
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50																																																																											
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20																																																																											
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20																																																																											
一般社団法人全日本建設技術協会	25																																																																											
土質・地質技術者生涯学習協議会	50																																																																											
公益社団法人土木学会	50																																																																											
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50																																																																											
公益社団法人日本技術士会	50																																																																											
公益社団法人日本建築士会連合会	12																																																																											
公益社団法人日本造園学会	50																																																																											
公益社団法人日本都市計画学会	50																																																																											
公益社団法人農業農村工学会	50																																																																											
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12																																																																											
公益社団法人日本建築家協会	12																																																																											
一般社団法人日本建設業連合会	12																																																																											
一般社団法人日本建築学会	12																																																																											
一般社団法人建築設備技術者協会	12																																																																											
一般社団法人電気設備学会	12																																																																											
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12																																																																											
公益財団法人建築技術教育普及センター	12																																																																											
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12																																																																											
14		<p>「講習受講」欄について</p> <p>申請する業種について、次の①から③の要件をすべて満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入する。</p> <p>① 有資格区分コードに1級国家資格者相当のコードを記入していること。 ② 審査基準日において有効な監理技術者資格者証の交付を受けていること。 ③ 監理技術者講習の終了日が審査基準日より前の日付であり、審査基準日が講習終了した日の属する年の翌年から5年以内に含まれていること。</p>																																																																										
15		<p>審査基準日時点において在籍し、かつ、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係がある技術職員を記入する。</p>																																																																										
16		年 月 日	8 2																																																																									
17		年 月 日	8 2																																																																									
18		年 月 日	8 2																																																																									
19		年 月 日	8 2																																																																									
20		年 月 日	8 2																																																																									
21		年 月 日	8 2																																																																									
22		年 月 日	8 2																																																																									
23		年 月 日	8 2																																																																									
24		年 月 日	8 2																																																																									
25		年 月 日	8 2																																																																									
26		年 月 日	8 2																																																																									
27		年 月 日	8 2																																																																									
28		年 月 日	8 2																																																																									
29		年 月 日	8 2																																																																									
30		年 月 日	8 2																																																																									

審査基準日を記入する。

技術者の実務経験等内容書

令和4年10月31日現在

商号又は名称 広島建設(株)

フリガナ 氏名	年齢	職名	最終学校			法第7条第2号 の該当区分	実務経験の内容	経験年月
			学校名	専攻学科	卒業年月			
ヒロシマ 伊吹 広島 一郎	53	取締役	〇〇工業大学	土木工学科	2. 3	① ロ ハ	舗装工事 〇〇町道舗装工事 外	4. 4
ヒロシマ サブ吹 広島 三郎	46	工事部長	□□中学		2. 3	イ ㊦ ハ	舗装工事 □□県道舗装工事 外	26. 0
ヒロシマ ハコ 広島 花子	30	技術	△△工業高校	建築科	21. 3	イ ロ ㊦	管工事 技能検定配管(2級) △△邸給排水設備工事 外	16. 0
						イ ロ ハ		
						イ ロ ハ		
						イ ロ ハ		

イ：指定学科卒＋卒業後実務経験（3年or5年）
ロ：実務経験（10年）
ハ：資格取得＋取得後実務経験（1年or3年or5年）

2つ以上の業種について実務経験内容を書くときは、2段に分けて記入する。

※実務経験が必要な有資格区分コード一覧

有資格区分コード	法第7条 該当区分	資格名	必要経験年数 (全て資格取得後)
001	イ	指定学科卒業＋卒業後実務経験	3年又は5年
002	ロ	実務経験	10年
113, 120, 127, 129, 133 (①該当)	ハ	二次検定合格＋合格後実務経験	3年
11H, 12C, 12E, 12G, 13D		一次検定合格＋合格後実務経験	3年
214~216, 221~223, 228, 230, 232, 234(1 該当)		二次検定合格＋合格後実務経験	5年
21J, 21K, 21L, 22D, 22F, 23A, 23E		一次検定合格＋合格後実務経験	5年
256		第二種電気工事士	3年
258		電気工事主任技術者（第一種～第三種）	5年
259		電気通信主任技術者	5年
235		電気工事担任者	3年
265		給水装置工事主任技術者	1年
264, 266, 271~298		職業能力開発促進法に基づく 技能検定（2級）	3年※
061		地すべり防止工事	1年
062		建築設備士	1年
063		計装	1年
099		その他：001~004以外の大臣特認等	必要に応じて（59頁参照）

※職業能力開発促進法に基づく技能検定（2級）の資格者のうち、平成15年度以前の合格者については、1年間の実務経験で可。

VI 技術職員名簿（20005帳票）

技術職員名簿の作成にあたって

- 1 「経営規模等評価申請書（20001帳票）」のうち、「技術職員数」に計上する技術職員（審査基準日時点において在籍し、かつ、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係がある者）について作成します。
- 2 職員の定義等
 - (1) 「職員」とは、雇用期間を特に限定することなく、常時雇用されている者（法人である場合においては、常勤の役員を、個人である場合においては、事業主又はその支配人を含む。）のうち、建設業に従事する者をいいます。

なお、代表権を有する役員であっても非常勤の者は、「職員」には該当しません。
 - (2) 「日々雇用」は、1日の雇用という期間を限定された雇用が繰り返されたものであるためここでいう「職員」には該当しません。「農閑期だけ」又は「この工事が済むまで」というものも雇用期間を限定されたものといえるため「職員」に該当しません。
 - (3) 他の従業員が1か月21日の勤務であるにもかかわらず、当該者が1か月21日未満の勤務だけでよいというもの、及び他の従業員が1日8時間の勤務であるにもかかわらず、当該者が1日8時間未満の勤務だけでよいというものも、「常時」の要件に欠けると考えられるため「職員」に該当しません。
 - (4) 監査役については、常勤・非常勤に係わらず「職員」には該当しません。

※ 監査役は、常勤・非常勤にかかわらず建設業法上役員に含まれておらず、また会社法第335条第2項で取締役・使用人との兼務が禁止されているため職員に含まれません。
 - (5) 出向社員については、原則として次のとおり扱うものとします。
 - ア 出向元との雇用契約（労働契約）を残したまま、出向先の企業で勤務している場合、出向先の企業で常時勤務していることが確認できれば、出向先の企業の職員に算入します。なお、出向期間については、原則として1年以上とします。また、出向期間の開始日が審査基準日の6か月超前であることが要件となります。
 - イ 出向元と雇用契約（労働契約）を終了させ、出向先との雇用契約（労働契約）を締結している場合、出向先の職員であることが確認できれば、出向先の職員に算入します。
 - (6) なお、雇用期間が限定されている技術職員のうち、審査基準日において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度の適用を受けているもの（65歳以下の者に限る。）については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とみなします。

3 職員であることの判断資料

技術職員名簿に記載する職員すべてについて、次のいずれかの確認資料を添付します。

ただし、社会保険及び雇用保険の両方に加入義務のある職員については、両方に加入していることが必要です。

確認資料は、技術職員名簿（20005 帳票）に記載した氏名の順番に並べてください。

技術職員名簿記載者		確認資料
法人	社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険に加入義務がある者	<p>①及び②（それぞれからいずれか1つ）</p> <p>①雇用期間の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○申請時点直近の1期前の社会保険標準報酬決定通知書（一覧表）の写し ○資格取得届の写し（新規採用者） ○雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し ○雇用保険被保険者証の写し ○申請時点直近の1期前の住民税特別徴収税額決定通知書の写し <p>②常時雇用の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○申請時点直近の社会保険標準報酬決定通知書（一覧表）の写し ○社会保険被保険者資格喪失届の写し（審査基準日以降に退職） ○申請時点直近の住民税特別徴収税額決定通知書の写し <p>「高齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者」がいる場合は次の資料を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ○別記様式第3号「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」 ○常時10人以上の労働者を使用する企業の場合、継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則
	法令上社会保険及び雇用保険の被保険者になれない者（加入義務がない者）又は後期高齢者医療制度の被保険者	<p>①及び②（それぞれからいずれか1つ）</p> <p>①雇用期間の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○審査基準日を含む年度の前事業年度に係る法人税確定申告書及び役員報酬の内訳書の写し ○申請時点直近の1期前の住民税特別徴収税額決定通知書の写し ○申請時点直近の1期前の所得税源泉徴収票の写し ○審査基準日を含む月以前7月分の給与台帳の写し ○申請時点直近の1期前の社会保険標準報酬決定通知書（一覧表）の写し ○申請時点直近の1期前の厚生年金保険70歳以上被用者標準報酬月額決定のお知らせ <p>②常時雇用の確認資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ○審査基準日を含む年度の法人税確定申告書及び役員報酬の内訳書の写し ○申請時点直近の住民税特別徴収税額決定通知書の写し ○申請時点直近の所得税源泉徴収票の写し ○申請時点直近の社会保険標準報酬決定通知書（一覧表）の写し ○申請時点直近厚生年金保険70歳以上被用者標準報酬月額決定のお知らせ

技術職員名簿記載者		確認資料
法人	出向者	<p>①出向元との雇用契約（労働契約）を残したまま、出向先の企業で勤務している場合 次の資料全て</p> <ul style="list-style-type: none"> ○出向元の『社会保険標準報酬決定通知書（一覧表）』の写し ○出向協定書等の写し（申請時に原本を持参し、担当者の確認を受けること） ○出向元が当該審査のために発行した出向証明書の原本 証明書に記載する内容は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・当該職員名及び生年月日 ・出向先 ・出向期間（証明日時点の実績） ・証明日（審査基準日以降で申請日の2か月以内とすること） ・当該職員が審査基準日において出向継続中であった旨の申立て <p>②出向元と雇用契約（労働契約）を終了させ、出向先との雇用契約（労働契約）を締結している場合は、社会保険標準報酬決定通知書等で出向先の職員であることが確認できれば、出向先の職員に算入します</p>

技術職員名簿記載者		確認資料
個人	事業主	『審査基準日を含む事業年度において、常時当該申請者としての業務に従事しており、他の商号若しくは名称を用いた営業又は他者への勤務をしていない状態であった』旨の申立書（任意様式）
	従業員	<p>◎社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険の被保険者資格のある従業員が5人以上いる場合</p> <p>①及び②（それぞれからいずれか1つ）</p> <p>①雇用期間の確認資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ○申請時点直近の1期前の社会保険標準報酬決定通知書（一覧表）の写し ○社会保険被保険者資格取得届（新規採用者） ○雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し ○雇用保険被保険者証の写し <p>②常時雇用の確認資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ○申請時点直近の社会保険標準報酬決定通知書（一覧表）の写し ○申請時点直近の住民税特別徴収税額決定通知書の写し ○社会保険被保険者資格喪失届の写し（審査基準日以降に退職） <p>◎雇用保険被保険者資格のある従業員が1人以上いる場合</p> <p>①及び②（それぞれからいずれか1つ）</p> <p>①雇用期間の確認資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ○雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し ○雇用保険被保険者証の写し <p>②常時雇用の確認資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ○申請時点直近の住民税特別徴収税額決定通知書の写し ○当該者に関する申請時点直近の所得税源泉徴収票の写し

技術職員名簿記載者	確認資料
個人	<p>◎事業主の家族 従業員の確認資料又は次のいずれか</p> <p>①当該者が事業主の被扶養者であって、給与が支払われている場合 次の資料全て</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当該者に関する審査基準日を含む月以前7月分の給与台帳の写し ○所得税確定申告書の写し（所得税確定申告書の事業専従者控除欄に当該者の氏名が記載されているもの） <p>②当該者が事業主の被扶養者であって、給与が支払われていない場合 次の資料全て</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当該者に関する審査基準日を含む月以前7月分の出勤簿の写し ○当該者に関する市町村長が発行する所得に関する証明書（自己の営業又は他者への勤務に基づく所得が記載されている場合は、その理由及び常時当該申請者の行う事業に従事していた旨の申立書をあわせて添付）

《社会保険について》

- 1 健康保険法の規定では、すべての法人に使用される者（代表者、役員を含む）及び従業員5人以上の個人事業所に働く者に加入義務があります（昭和63年4月1日から）。
また、70歳以上の高齢者は、厚生年金保険には加入できませんが常勤であれば健康保険には加入義務があります。（ただし、後期高齢者医療保険制度の被保険者を除く。）
なお、加入手続やその他の詳しいことは、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。
- 2 雇用保険法の規定では、1人以上従業員がいれば法人又は個人の別なく、雇用した日の翌月の10日までに被保険者に関する届け出を行うことが義務付けられています。
ただし、法人の役員（部長、支店長など従業員としての身分を有する場合は別）、船員保険の被保険者の場合及び個人事業主の同居親族又は法人の代表者と同居親族の場合などは適用が除外されま
す。
なお、加入手続やその他の詳しいことは、最寄りのハローワークもしくは労働局にお問い合わせください。
- 3 令和2年10月より、建設業の許可取得・許可更新には社会保険の加入が義務となりましたので、加入義務のある業者は必ず社会保険に加入して下さい。

※「審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用期間」の考え方

審査基準日から6か月と1日以前から雇用されていたことが必要となります。

- ① 審査基準日（決算日）の前日を起算日とする。
(例：審査基準日がR4.1.31の場合、前日はR4.1.30)
- ② 起算日の6か月前の月の応当日の翌日を6か月前とする。ただし、応当日が存在しない場合には翌月の初日を6か月前とする。
(例：R4.1.30の応当日の翌日はR3.7.31)
- ③ 6か月前の前日を6か月と1日前とする。(例：R3.7.31の前日はR3.7.30)

(参考)

審査基準日	審査基準日の前日	6ヶ月前	6ヶ月と1日前
R3.12.31	R3.12.30	R3.7.1	R3.6.29
R4.1.31	R4.1.30	R3.7.31	R3.7.30
R4.2.28	R4.2.27	R3.8.28	R3.8.27
R4.3.31	R4.3.30	R3.10.1	R3.9.30
R4.4.30	R4.4.29	R3.10.30	R3.10.29
R4.5.31	R4.5.30	R3.12.1	R3.11.30
R4.6.30	R4.6.29	R3.12.30	R3.12.29
R4.7.31	R4.7.30	R4.1.31	R4.1.30
R4.8.31	R4.8.30	R4.3.1	R4.2.28
R4.9.30	R4.9.29	R4.3.30	R4.3.29
R4.10.31	R4.10.30	R4.5.1	R4.4.30
R4.11.30	R4.11.29	R4.5.30	R4.5.29
R4.12.31	R4.12.30	R4.7.1	R4.6.29

記載方法

1 「新規掲載者」、「氏名」、「生年月日」及び「審査基準日現在の満年齢」

技術職員ごとに氏名、生年月日、審査基準日時点での満年齢を記入します。

「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員になった者※について「○」を記入します。

※審査対象年内（当期事業年度開始の日の直前1年以内）に技術職員（＝技術職員名簿に掲載可能）となった者とは、具体的には次の2通りです。

- ・審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、審査対象年内に新たに資格を有するに至った技術者
- ・審査対象年より前から資格を有しており、審査対象年内に6か月を超える恒常的な雇用関係を有するに至った技術者

2 「業種コード」

技術職員ごとに、申請しようとする業種のうち、どの業種について評価対象とするか選択し、『業種コード表』(59頁)に従い、該当する番号を記入します。

ただし、一人の技術職員で評価対象とできる業種は、2業種までです。

≪2業種限定の考え方≫

例) 1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士、1級電気工事施工管理技士を保有している技術者の場合

	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
1級土木	◎					◎	◎					◎		◎	◎			◎									◎	
1級建築		◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎			◎				◎		
1級電気								◎																				

↓ 選択 ↓

	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
申請例1	◎	◎																										
申請例2		◎					◎																					

◇申請例1 (2つの資格でそれぞれ該当する業種を選択)

1級土木施工管理技士で「土」を、1級建築施工管理技士で「建」を選択

◇申請例2 (1つの資格で2つの業種を選択)

1級建築施工管理技士で「建」と「屋」を選択

3 「有資格区分コード」

(1) 「業種コード」欄で選択した業種に対応する資格の番号を『技術職員資格区分コード表』(54頁)に従い、業種ごとに記入します。

※ 1つの資格を異なる2つの業種に対応させることも可能です。

※ 1人の技術者が同一の業種について、複数の資格を有する場合には、点数の高い上位の資格のみを記入してください。

(2) 記入した資格について、それぞれの資格検定合格証等の写しを技術職員名簿に記入した氏名の順番に添付してください。

ア 記入した資格のうち、有効期限のあるもの(建築設備資格者等)については、審査基準日時点において引き続き有効であったことが確認できるもの(更新登録受講証書等)を併せて添付します。

※ 合格証明書等の写しでは印影が確認できない場合は、窓口に原本を持参してください。

イ 監理技術者資格者証で資格が確認できる場合は、資格検定合格証等の写しの代わりにこの写しの添付でも構いません。（監理技術者資格者証の場合は、有効期限切れのものであっても資格や実務経験は認められます。）

ウ 有資格区分コード 005 については、1 級技師補の称号が確認できる合格証明書の写しと、あわせて選択した業種の主任技術者になり得る資格の合格証等の写しを添付してください。監理技術者の資格を有する者については、監理技術者資格者証の写しを添付してください。

エ 有資格区分コード 703、704 については、能力評価（レベル判定）結果通知書を添付してください。

オ 婚姻等により、資格検定合格証等に記載された氏名と申請時点の技術者の氏名とが一致しない場合は、資格取扱機関への氏名変更届を行い、資格検定合格証等に加え変更届の写しを添付してください。

(3) 「技術者の実務経験等内容書」が必要な場合は、技術職員名簿に記入した氏名の順番に必要な経験等を記載し、添付してください。（詳細は 52 頁下参照。）

(4) 業種が 1 つの時は、左詰めで記入します。

4 「講習受講」

申請する業種について次の①から③のすべての要件を満たす場合は「1」を記入し、確認資料として監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付します。

また、それ以外の場合は「2」を記入します。

- ① 有資格区分コードに 1 級国家資格者相当のコードを記入していること。
- ② 審査基準日において有効な監理技術者資格者証の交付を受けていること。
- ③ 監理技術者講習の終了日が審査基準日より前の日付であり、審査基準日が講習終了した日の属する年の翌年から 5 年以内に含まれていること。



5 「監理技術者資格者証交付番号」

監理技術者資格者証の交付を受けている者について、その交付番号を記入し、監理技術者資格者証の写しを添付します。

なお、監理技術者資格者証については、審査基準日時点において有効な交付を受けている

ことが確認できるものの写しを添付してください。

- 6 審査基準日における「技術職員名簿」に記入した技術職員の人数と「経営規模等評価申請書」の項番 19 の「技術職員数」に記入した数が一致します。

7 CPD 単位取得数

次の計算式により求めた数を記入します。

(技術者が審査基準日以前 1 年間に取得した CPD 単位) ÷ (「別表第 18」CPD 認定団体ごとに掲げる徐する数 (42 頁参照)) × 30

なお、1 人の技術者につき 2 以上の CPD 認定団体によって単位の習得が認定されている場合、いずれか 1 つの CPD 認定団体の単位取得数を算出するものとします。

(例 1)

審査基準日前 1 年間で、(一財)建設業振興基金で 15 単位、認定を受けている場合
15 単位 ÷ 12 (別表第 18) × 30 = 37.5 → 30 単位

(例 2)

審査基準日前 1 年間で、(一財)建設業振興基金で 2 単位、認定を受けている場合
2 単位 ÷ 12 (別表第 18) × 30 = 5 単位

※上記の算出後、各人の CPD 単位取得数の上限は 30 単位とする。

実務経験等内容書の記載方法

- 1 この表は、有資格区分コード欄に 001、002、256、258、259、265、266、271～298、061～063、099 のコードを記入した場合、該当する技術職員について、経験した工事の種類ごと (審査対象建設業ごと) に作成します。
- 2 左上部には、審査基準日を記入します。
- 3 「職名」欄は、「取締役」や「工事部長」といった該当技術職員に対する企業内の呼称を記載します。
- 4 「最終学校」欄は、該当技術職員の最終学歴を記載します。但し、建設業法第 7 条第 2 号イに該当する者は、学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) による高等学校 (旧中等学校令 (昭和 18 年勅令第 36 号) による実業学校を含む。)、中等教育学校、大学又は高等専門学校 (旧専門学校令 (明治 36 年勅令第 61 号) による専門学校を含む。) のいずれかのうち直前に卒業 (修了) した (専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。) ものを記載します。

- 5 「法第7条第2号の該当区分」欄は、該当するものに○をします。（「実務経験が必要な有資格区分コード一覧」（43頁）参照。）
- 6 「実務経験の内容」欄は、経験した建設業の種類（審査対象建設業のいずれに該当するものなのか）及び主だった工事の名称、法第7条ハ該当の者は必要とされる資格の名称を記載します。
- 7 「経験年月」は「実務経験の内容」に記載した建設業の種類に関する経験期間を記載します。

なお、一人の技術者が複数の建設業の種類について実務経験を有しているときは、建設業の種類ごとに分けて記載します。このとき、**ある期間について複数の建設業の種類に関する経験期間とすることはできません。**

建設業の種類ごとに経験した期間を特定できないときは、総経験期間を経験した建設業の種類の数で除する等合理的な方法により按分した期間をそれぞれの経験期間としてください。

例) 技術職員Aは学校を卒業してから25年の間、土木工事、とび・土工工事についての現場に従事してきた。ただ、25年間のうち、どの期間土木工事の現場に従事し、どの期間とび・土工工事の現場に従事してきたかまでは、工事関係書類のうち古いものはすでに廃棄されており、また本人も覚えていないために厳格に分類することができない。

⇒ 次のように、**すべての期間について土木工事及びとび・土工工事の両方に関する経験期間とすることはできない。**

土木工事の経験期間：25.0年
とび・土工工事の経験期間：25.0年

⇒ 次のように、**按分した期間をそれぞれの経験期間とすることは認められる。**

土木工事の経験期間：12.5年
とび・土工工事の経験期間：12.5年

コード	資格区分	建設業の種類																																						
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解										
「建築士法」に基づく資格																																								
137	1級建築士	5	5			5			5	5									5																					
238	2級建築士	2	2			2			2										2																					
239	木造建築士		2																																					
「技術士法」に基づく資格																																								
141	建設・総合技術監理（建設）	5			5		5					5	5												5														5**	
142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	5			5		5				5	5	5											5															5**	
143	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	5			5																																			
144	電気電子・総合技術監理（電気電子）						5																5																	
145	機械・総合技術監理（機械）																						5																	
146	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体力学」又は「熱工学」）								5													5																		
147	上下水道・総合技術監理（上下水道）								5																														5	
148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）								5																	5												5		
149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	5			5									5																										
150	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																							5																
151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	5			5																			5																
152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）								5																															
153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）								5																														5	
154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）								5																													5	5	
「電気工事士法」に基づく資格																																								
155	第1種電気工事士						2																																	
256	第2種電気工事士 【3年】						1																																	
「電気事業法」に基づく資格																																								
258	電気主任技術者（第1種～第3種） 【5年】						1																																	
「電気通信事業法」に基づく資格																																								
259	電気通信主任技術者 【5年】																							1																
235	電気工事担任者 ※1 【3年】																																						1	
「水道法」に基づく資格																																								
265	給水装置工事主任技術者 【1年】						1																																	
「消防法」に基づく資格																																								
168	甲種 消防設備士																																						2	
169	乙種 消防設備士																																						2	
「職業能力開発促進法」に基づく資格																																								
171	建築大工（1級）		2																																					
271	建築大工（2級） 【3年】		1																																					
164	型枠施工（1級）		2		2																																			
264	型枠施工（2級） 【3年】		1		1																																			
172	左官（1級）				2																																			
272	左官（2級） 【3年】				1																																			

建設業の種類別指定学科一覧表

建設業の種類	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・レンガ・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

※ 指定学科：建設業法第7条第2号イ（有資格区分コードが「001」）に該当すると認められるために卒業しておくことが求められる学科〔但し、学校教育法に基づく高等学校や中等教育学校、専門学校、大学、高等専門学校に限られ、それ以外（現在の中学校等）は含まない。〕

業種コード表

業種コード	建設業の種類	業種コード	建設業の種類
01	土木工事業	16	ガラス工事業
02	建築工事業	17	塗装工事業
03	大工工事業	18	防水工事業
04	左官工事業	19	内装仕上工事業
05	とび・土工工事業	20	機械器具設置工事業
06	石工事業	21	熱絶縁工事業
07	屋根工事業	22	電気通信工事業
08	電気工事業	23	造園工事業
09	管工事業	24	さく井工事業
10	タイル・レンガ・ブロック工事業	25	建具工事業
11	鋼構造物工事業	26	水道施設工事業
12	鉄筋工事業	27	消防施設工事業
13	舗装工事業	28	清掃施設工事業
14	しゅんせつ工事業	29	解体工事業
15	板金工事業		

有資格区分コード「099」について

〔経験した業種A〕及び〔経験した業種B〕に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、〔経験した業種A〕に関し8年を超える実務経験を有する者が該当します。

建設業の種類	経験した業種A	経験した業種B	実務経験者担当業種コード
大工工事業	大工工事	建築一式工事	03
		内装仕上工事	
とび・土工工事業	とび・土工・コンクリート工事	土木一式工事	05
		解体工事	
屋根工事業	屋根工事	建築一式工事	07
しゅんせつ工事業	しゅんせつ工事	土木一式工事	14
ガラス工事業	ガラス工事	建築一式工事	16
防水工事業	防水工事	建築一式工事	18
内装仕上工事業	内装仕上工事	建築一式工事	19
		大工工事	
熱絶縁工事業	熱絶縁工事	建築一式工事	21
水道施設工事業	水道施設工事	土木一式工事	26
解体工事業	解体工事	土木一式工事	29
		建築一式工事	
		とび・土工・コンクリート工事	

※ この要件に該当する者であっても、〔経験した業種A〕に関し10年以上の実務経験を有する等他の有資格者にも該当する場合は、技術職員名簿に「099」を記載する必要はありません。

有資格区分コード「703」「704」について

レベル3技能者及びレベル4技能者の技能の区分については、次の表の左の認定能力評価基準ごとに、それぞれ同表の右の建設業の種類の内いずれかに計上するものとします。

能力評価基準（職種）	建設業の種類
電気工事	電気、電気通信
橋梁	とび・土工、鋼構造物
造園	造園
コンクリート圧送	とび・土工
防水施工	防水
トンネル	とび・土工、土木
建設塗装	塗装
左官	左官
機械土工	とび・土工、土木
海上起重	しゅんせつ、土木
PC	とび・土工、土木、鉄筋
鉄筋	鉄筋
圧接	鉄筋
型枠	大工
配管	管
とび	とび・土工
切断穿孔	とび・土工
内装仕上	内装仕上
サッシ・カーテンウォール	建具
エクステリア	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック
建築板金	屋根、板金
外壁仕上	左官、塗装、防水
ダクト	管
保温保冷	熱絶縁
グラウト	とび・土工
冷凍空調	管
運動施設	とび・土工、造園、舗装、土木
基礎ぐい	とび・土工
タイル張り	タイル・れんが・ブロック
標識・路面標示	とび・土工、塗装
消防施設	消防施設
建築大工	大工、建築
硝子工事	ガラス
A L C	タイル・れんが・ブロック
土工	とび・土工、土木
ウレタン断熱	熱絶縁
発破・破砕	とび・土工
建築測量	大工
圧入	とび・土工
さく井	さく井
解体	解体
計装工事	電気、管、機械器具設置、電気通信
土質改良	とび・土工、土木
潜函	とび・土工
住宅建築関連	大工、建築
石材施工	石
斜面防災	とび・土工、さく井
道路等法面保護工事	とび・土工
都市トンネル	土木、とび・土工

その他の審査項目 (社会性等)

審査基準日における状況を記入する。

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

建設業退職金共済制度加入の有無

4 1 1 [1.有、2.無]

退職一時金制度若しくは企業年金制度のどちらか一方でも導入していれば「1.有」となります。

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無

4 2 1 [1.有、2.無]

技術職員名簿における若年技術職員(満35歳未満)の数が技術職員数の15%以上である場合は「1」を記入する。

法定外労働災害補償制度加入の有無

4 3 1 [1.有、2.無]

技術職員名簿における若年技術職員のうち新規掲載者の数が技術職員数の1%以上である場合は「1」を記入する。

若年技術職員の継続的な育成及び確保

4 4 1 [1.該当、2.非該当]

技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)
(人)	(人)	

新規若年技術職員の育成及び確保

4 5 1 [1.該当、2.非該当]

新規若年技術職員数(C)	新規若年技術職員の割合(C/A)
(人)	

CPD単位取得数

4 6 6 5 (単位) 技術者数 7 (人)

項番81「技術職員名簿」と様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」に記載した合計を記入

技能レベル向上者数

4 7 1 (人) 技能者数 3 (人) 控除対象者数 0 (人)

様式第5号「技能者名簿」に記載した数を記入

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況

4 8 1 [1.えるぼし認定(1段階目)、2.えるぼし認定(2段階目)、3.えるぼし認定(3段階目)、4.プラチナえるぼし認定、5.非該当]

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況

4 9 1 [1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当]

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況

5 0 1 [1.ユースエール認定、2.非該当]

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

5 1 3 [1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当]

建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度の宣言の有無

5 2 1 [1.有、2.無]

許可(登録)を受けて営業した年数を記入。(1年未満は切り捨て。) H23.4.1以降の申立てに係る再生又は更生手続開始及び終結の決定を受けた者は、その終結決定日から審査基準日までの期間を記入する。

建設業の営業継続の状況

営業年数

5 3 5 (年)

初めて許可(登録)を受けた年月日	休業等期間	備考(組織変更等)
令和 年 月 日	年 月 日	

民事再生法又は会社更生法の適用の有無

5 4 2 [1.有、2.無]

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終結決定日
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無

5 5 1 [1.有、2.無]

国、特殊法人等又は地方公共団体と防災協定の締結の有無について記入する。

H23.4.1以降の申立てに係る日付を記入する。

法令遵守の状況

営業停止処分の有無

5 6 2 [1.有、2.無]

指示処分の有無

5 7 2 [1.有、2.無]

建設業法第28条の規定による営業停止処分、指示処分の有無について審査基準日直前1年間の状況を記入する。(処分日で判断)

建設業の経理の状況

監査の受審状況

5 8 3 [1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]

公認会計士等の数

5 9 1 (人)

二級登録経理試験合格者等の数

6 0 1 (人)

研究開発の状況

研究開発費(2期平均)

6 1 0 (千円)

項番58「監査の受審状況」欄において、「1」を記載した場合のみ、2期平均の額を記入する。それ以外の場合は、「0」を記入する。

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
(千円)	(千円)

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数

6 2 3 (台)

審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約(審査基準日から将来にわたって1年7か月以上の使用期間のあるもの)により使用する、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクター、ショベル、モーターグレーダー、ダンプ、アスファルト・フィニッシャー、移動式クレーン、高所作業車、締め用機械、解体用機械、不整地運搬車の合計台数を記入。

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション21の認証の有無

6 3 1 [1.有、2.無]

ISO9001の登録の有無

6 4 1 [1.有、2.無]

ISO14001の登録の有無

6 5 1 [1.有、2.無]

別添の「建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目」
について、確認できた場合に記入する。

様式第2号

(用紙A4)

経理処理の適正を確認した旨の書類

商号又は名称を記入する。

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、
.....**広島建設株式会社**.....の令和3年11月1日から令和4年10月31日までの第
26期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動
計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準
その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関
する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

確認の対象となる決算期の期間及び期を
記入する。

商号又は名称 **広島建設株式会社**
所属・役職 **総務部総務課 総務課長**

氏名 **田中 一郎**

以下のいずれかの資格を保有する者が、自ら署名する。

- ① 公認会計士であって公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者、税理士であって所属税理士会が認定する研修を受講した者
- ② 一級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者、一級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者

※公認会計士法第28条の規定による研修及び、所属税理士会が認定する研修について、経営事項審査を申請する日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日が属する年度の直前の年度において受講したもの
※項番59において、計上した職員であること。

以上

別添

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	<p>前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。</p> <p>受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債権 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用</p>
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。
貸倒損失 貸倒引当金	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。
	取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。
	貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。
有価証券	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。
	売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。
	市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。
	時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。
	その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。

未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
	施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。
	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。
	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。
	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。
	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。
	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。
	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。	
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。
	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。
金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。
	営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。

引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金)を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等(未収消費税等)がある場合、未払金(未収入金)又は未払消費税等(未収消費税等)として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。
	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上(全般)	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。

工事収益・ 工事原価	適正な工事収益計上基準(工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等)に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。
	引渡の日として合理的であると認められる日(作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等)を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。
	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。
	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を注記している。
	実行予算等に基づき、適正な見積り工事原価を算定している。
	工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
JV	共同施工方式のJVに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
	分担施工方式のJVに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、JV全体の施工金額等、他の金額を計上していない。
	JVを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準
	会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。
	当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。

技術職員名簿に記載した技術者については、記載不要です。

CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

通番	氏名	生年月日	CPD単位
1	広島 春子	昭和62年4月20日	10
2	広島 夏男	平成2年1月12日	3
3	広島 秋夫	平成4年5月29日	2
国土交通省告示 別表第18(第二の四の10関係)			
CPD認定団体			除する数
技術職員が審査基準日前1年間に取得したCPD単位を、「別表第18」に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数を記入する。(少数点以下は切り捨て)			50
※上記の算出結果、各人のCPD単位取得数の上限は30単位。計上することができるのは、技術職員1名につき、1団体分の単位のみ。(複数の認定団体から単位を認定されている場合は、いずれかの1団体のみで算出)			12
		公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
		一般財団法人建設業振興基金	12
		一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
		一般社団法人交通工学研究会	50
		公益社団法人地盤工学会	50
		公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
		公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
		一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
		一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
		一般社団法人全日本建設技術協会	25
		土質・地質技術者生涯学習協議会	50
		公益社団法人土木学会	50
		一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
		公益社団法人日本技術士会	50
		公益社団法人日本建築士会連合会	12
		公益社団法人日本造園学会	50
		公益社団法人日本都市計画学会	50
		公益社団法人農業農村工学会	50
		一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
		公益社団法人日本建築家協会	12
		一般社団法人日本建設業連合会	12
		一般社団法人日本建築学会	12
		一般社団法人建築設備技術者協会	12
		一般社団法人電気設備学会	12
		一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
		公益財団法人建築技術教育普及センター	12
		一般社団法人日本建築構造技術者協会	12
上記技術者が取得したCPD単位の合計 (①)			15
技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計 (②)			50
CPD単位総計 (①+②)			65

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

審査基準日の3年前の日以前にレベル4を受けている者がいる場合、“○”を記入します。

(用紙A4)
令和 年 月 日

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル向上の有無	控除対象
1	広島 経子	昭和61年12月23日	令和3年11月30日	○	
2	広島 営太	昭和51年5月4日			
3	広島 審一	平成4年8月11日			
合計	3 (人)			1 (人)	0 (人)

技能者名簿の作成
 ①技術職員名簿に記載のある技能者を技術職員名簿順に記入します。(別紙二)
 ②技術者名簿に記載のある技能者を技術者名簿順に記入します。(様式第4号)
 ③技術職員名簿および技術者名簿に記載のない技能者を記入します。

審査基準日以前の3年間に1以上レベルアップした場合に“○”を記入します。
 (例) 広島 経子
 R3.11.30 レベル2
 審査基準日の3年前以前 評価なし
 評価を受けていない者とレベル1は同等と審査します。評価なし(レベル1)からレベル2となったので、レベル向上となります。

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者(ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。)について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書

不要なものを消してください

宣言日を記入してください

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」において、令和8年1月1日付で宣言した取り組みについて、取組開始日以降（行う/行っている）ことを誓約します。

また、建設業法第27条の26第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うこと及び上記の内容を確認する目的の調査に協力することに同意します。

地方整備局長

北海道開発局長

広島県 知事 殿

年 月 日

審査基準日時点で取組開始日が到来していない場合は「A」、到来している場合は「B」を記入してください

住所 広島市中区基町10-52
商号又は氏名 広島建設株式会社
代表者氏名 代表取締役 広島 太郎

申請区分 B (A. 取り組みを行う、B. 取り組みを行っている)

項 目	日 付
審査基準日	令和8年3月31日
取組開始日	令和8年1月1日

VII その他の審査項目（社会性等）（20004帳票）

1 「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況」

項目	記載要領	確認資料
項番 4 1 建設業退職金共済制度加入の有無	審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約の締結（下請負人の委託等に基づきこれらの事務を行うことを含む。）をしている場合「1」、していない場合「2」を記入します。	次のいずれか ○加入・履行証明書（原本で、審査基準日以降に証明されたものに限ります。） ○事務受託者証の写し 「加入・履行証明書」を原則としますが、実績が確認できる次の資料でも可とします ○共済契約者証の写し及び共済証紙受払簿
項番 4 2 退職一時金制度もしくは企業年金制度導入の有無	以下の要件を満たすいずれか一方でも制度を導入している場合「1」を、いずれも導入していない場合「2」を記入します。 ≪退職一時金制度≫ ①審査基準日において、勤労者退職金共済機構若しくは所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済契約（勤労者退職金共済機構との間の契約の場合は特定業種退職金共済契約以外のものをいう。）が締結されている場合 ②退職金の制度について、労働協約若しくは就業規則に定めがある場合 ≪企業年金制度≫ ③厚生年金基金を設立（既存の厚生年金基金に加入することにより事後にその設立事務所になることを含む。）しているとき ④法人税法に規定する適格退職年金契約を締結しているとき ⑤確定給付企業年金法に規定する確定給付企業年金が導入されているとき ⑥確定拠出年金法に規定する企業型年金が導入されているとき ※制度導入については、継続を要件としないが審査基準日の前後で制度導入と廃止を繰り返していると認められる場合は導入していないものとみなします。	次のいずれか ≪退職一時金制度≫ ○加入証明書（原本で、審査基準日以降に証明されたものに限ります。） ○共済契約書の写し ○審査基準日を含む月までの掛金を収納していることを証する書面の写し ○労働協約の写し ○就業規則の写し ※就業規則に関しては、退職手当の決定、計算及び支払いに関する定めがあること並びに常時10人以上の労働者を使用する場合には労働基準監督署に届出をしていることが確認できるものを添付します。 ※労働協約又は就業規則において退職手当の定めがある場合においても、著しく低額であり名目的制度に過ぎないか、あるいは全く支払いが行われていない等と認められる場合は、導入していないものとみなします。 ≪企業年金制度≫ ○加入証明書（原本で、審査基準日以降に証明されたものに限ります。） ○審査基準日を含む月の保険料（掛金）の領収を証する書面の写し ○保険証券の写し ○適格退職年金契約書の写し 両方を導入している場合は、いずれか一方の確認資料の添付で構いません。

項目	記載要領	確認資料
<p>項番 4 3</p> <p>法定外労働災害補償制度加入の有無</p>	<p>審査基準日において、(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会、中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者との間の契約又は保険会社との間で労働者災害補償保険法に基づいて契約を締結している場合「1」を、締結していない場合「2」を記入します。</p> <p>ただし、次の①、②、③に該当する契約でなければ加入なしとして取り扱います。</p> <p>①業務災害と通勤災害(下請負人に係るものを含む。)のいずれも対象としている。</p> <p>②当該給付が申請者の直接の使用関係にある職員だけでなく、申請者が請け負った建設工事を施工する下請負人の直接の使用関係にある職員(数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて)をも対象としている。</p> <p>③原則として、当該給付が労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る災害のすべてを対象としている。</p> <p>※共同企業体及び海外工事を除く全工事現場を補償するものは対象となりますが、工事現場単位で加入する制度や記名式の制度は対象とはなりません。</p> <p>※制度導入については、継続を要件としないが、審査基準日の前後で制度導入と廃止を繰り返していると認められる場合は導入していないものとみなします。</p>	<p>次のいずれか</p> <p>○加入証明書(原本で、審査基準日以降に証明されたものに限ります。)</p> <p>○保険証券の写し</p> <p>○加入者証の写し</p> <p>(下請担保の表示、通勤災害担保の表示、死亡及び労働災害補償保険の障害第1級から第7級までに係る災害のすべてを対象としている旨及び保険期間が審査基準日を含む旨の表示があるものに限ります。)</p> <p>※(公財)建設業福祉共済団の加入証明書については、保険期間が審査基準日を含む加入証明書の原本を提示の上、申請書には裏表をコピーした写しを添付してください。</p> <p>※保険会社との契約(労働災害総合保険は除く。)にあっては、上記のいずれかの資料に加え、次の資料も添付してください。</p> <p>○政府の労働災害補償保険に係る審査基準日を含む年度の概算保険料又は確定保険料に関する概算・確定申告書の写し(労働局の收受印が押印されているもの)</p> <p>○納付したことを証する書面の写し又は労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合審査基準日を含む年度の労働保険料等納入通知書</p> <p>※団体加入の場合には、当該団体と保険契約を締結している保険会社が発行する上記のいずれかの資料を添付してください(申請者の名称が確認できるものに限ります。)</p>
<p>項番 4 4</p> <p>若年技術職員の継続的な育成及び確保</p>	<p>審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合「1」を、該当しない場合「2」を記入します。</p>	
<p>項番 4 5</p> <p>新規若年技術員の育成及び確保</p>	<p>審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合「1」、該当しない場合「2」を記入します。</p> <p>※審査基準日において満35歳未満とは、35年目の誕生日が審査基準日の2日後以降の者になります。</p>	<p>前年同日の審査基準日の経営規模等評価を受けている場合、前年の技術職員名簿に記載されていないことを確認しますので、前年の申請書(申請者用)を持参ください。</p> <p>次の確認書類を添付してください。</p> <p>○新規採用者の場合</p> <p>雇用された日がわかる雇用保険被保険者証などの写し</p> <p>○職員が資格を取得した場合</p> <p>資格取得の日がわかる合格証、資格者証などの写し</p> <p>○実務経験が必要年数に達した場合</p> <p>技術者の実務経験等内容書など</p>

項目	記載要領	確認資料																																																								
<p>項番 4 6</p> <p>CPD 単位取得数</p>	<p>建設業者に所属する技術者が審査基準日以前1年間に取得した CPD 単位を、「別表第18」に掲げる CPD 認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30 を乗じた数を記入して下さい。</p> <p>計算式 「審査対象年に CPD 認定団体によって取得を認定された単位数」÷「別表の右欄に掲げる数値」×30 (小数点以下切捨て)</p> <p>「例1」 (一財) 建設業振興基金で15 単位 15 単位÷12×30=37.5 →30 単位</p> <p>「例2」 (一財) 建設業振興基金で2 単位 2 単位÷12×30=5 単位</p> <p>1 人の技術者の CPD 単位取得数の上限は30 単位です。</p> <p>1 人の技術者につき2 以上の CPD 認定団体によって単位の習得が認定されている場合、いずれか1つの CPD 認定団体の単位取得数を算出するものとします。</p> <p>技術者数は次の者の合計を記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監理技術者になる資格を有する者 ・ 主任技術者になる資格を有する者 ・ 一級技士補 ・ 二級技士補 	<p>○別記様式第4号「CPD 単位を取得した技術者名簿」</p> <p>○技術者が取得した CPD 単位数を証する書面又はその写し (CPD 認定団体発行)</p> <p>○技術職員名簿に記載する職員と同様の雇用期間及び常時雇用の確認資料 (45 頁～49 頁参照)</p> <p>○別記様式第4号に記載した技術者に係る検定又は試験の合格証、その他資格を証明する書面又はその写し</p> <p>国土交通省告示 別表第18(第二の四の10関係)</p> <table border="1" data-bbox="900 647 1433 1473"> <thead> <tr> <th>CPD認定団体</th> <th>除する数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>公益社団法人空気調和・衛生工学会</td><td>50</td></tr> <tr><td>一般財団法人建設業振興基金</td><td>12</td></tr> <tr><td>一般社団法人建設コンサルタンツ協会</td><td>50</td></tr> <tr><td>一般社団法人交通工学研究会</td><td>50</td></tr> <tr><td>公益社団法人地盤工学会</td><td>50</td></tr> <tr><td>公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター</td><td>20</td></tr> <tr><td>公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会</td><td>50</td></tr> <tr><td>一般社団法人全国測量設計業協会連合会</td><td>20</td></tr> <tr><td>一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会</td><td>20</td></tr> <tr><td>一般社団法人全日本建設技術協会</td><td>25</td></tr> <tr><td>土質・地質技術者生涯学習協議会</td><td>50</td></tr> <tr><td>公益社団法人土木学会</td><td>50</td></tr> <tr><td>一般社団法人日本環境アセスメント協会</td><td>50</td></tr> <tr><td>公益社団法人日本技術士会</td><td>50</td></tr> <tr><td>公益社団法人日本建築士会連合会</td><td>12</td></tr> <tr><td>公益社団法人日本造園学会</td><td>50</td></tr> <tr><td>公益社団法人日本都市計画学会</td><td>50</td></tr> <tr><td>公益社団法人農業農村工学会</td><td>50</td></tr> <tr><td>一般社団法人日本建築士事務所協会連合会</td><td>12</td></tr> <tr><td>公益社団法人日本建築家協会</td><td>12</td></tr> <tr><td>一般社団法人日本建設業連合会</td><td>12</td></tr> <tr><td>一般社団法人日本建築学会</td><td>12</td></tr> <tr><td>一般社団法人建築設備技術者協会</td><td>12</td></tr> <tr><td>一般社団法人電気設備学会</td><td>12</td></tr> <tr><td>一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会</td><td>12</td></tr> <tr><td>公益財団法人建築技術教育普及センター</td><td>12</td></tr> <tr><td>一般社団法人日本建築構造技術者協会</td><td>12</td></tr> </tbody> </table>	CPD認定団体	除する数	公益社団法人空気調和・衛生工学会	50	一般財団法人建設業振興基金	12	一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50	一般社団法人交通工学研究会	50	公益社団法人地盤工学会	50	公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20	公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50	一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20	一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20	一般社団法人全日本建設技術協会	25	土質・地質技術者生涯学習協議会	50	公益社団法人土木学会	50	一般社団法人日本環境アセスメント協会	50	公益社団法人日本技術士会	50	公益社団法人日本建築士会連合会	12	公益社団法人日本造園学会	50	公益社団法人日本都市計画学会	50	公益社団法人農業農村工学会	50	一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12	公益社団法人日本建築家協会	12	一般社団法人日本建設業連合会	12	一般社団法人日本建築学会	12	一般社団法人建築設備技術者協会	12	一般社団法人電気設備学会	12	一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12	公益財団法人建築技術教育普及センター	12	一般社団法人日本建築構造技術者協会	12
CPD認定団体	除する数																																																									
公益社団法人空気調和・衛生工学会	50																																																									
一般財団法人建設業振興基金	12																																																									
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50																																																									
一般社団法人交通工学研究会	50																																																									
公益社団法人地盤工学会	50																																																									
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20																																																									
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50																																																									
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20																																																									
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20																																																									
一般社団法人全日本建設技術協会	25																																																									
土質・地質技術者生涯学習協議会	50																																																									
公益社団法人土木学会	50																																																									
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50																																																									
公益社団法人日本技術士会	50																																																									
公益社団法人日本建築士会連合会	12																																																									
公益社団法人日本造園学会	50																																																									
公益社団法人日本都市計画学会	50																																																									
公益社団法人農業農村工学会	50																																																									
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12																																																									
公益社団法人日本建築家協会	12																																																									
一般社団法人日本建設業連合会	12																																																									
一般社団法人日本建築学会	12																																																									
一般社団法人建築設備技術者協会	12																																																									
一般社団法人電気設備学会	12																																																									
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12																																																									
公益財団法人建築技術教育普及センター	12																																																									
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12																																																									
<p>項番 4 7</p> <p>技能レベル向上者数</p>	<p>技能レベル向上者数は、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上(レベル1からレベル2等)した者の合計数を記入してください。</p> <p>技能者数は審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した者の合計数を記入して下さい。</p> <p>なお、認定能力基準による評価を受けていない場合は、レベル1として審査します。</p> <p>控除対象者数は、審査基準日の3年前の日以前にレベル4の評価を受けていた者の合計数を記入してください。</p>	<p>○別記様式第5号「技能者名簿」</p> <p>○能力評定(レベル判定)結果通知書又はその写し</p> <p>○審査基準日において稼働している工事に係る、施工体制台帳の作業員名簿の写し(施工体制台帳の作成が不要の工事については提出不要)</p> <p>○技術職員名簿に記載する職員と同様の雇用期間及び常時雇用の確認資料(45頁～49頁参照)</p>																																																								

項目	記載要領	確認資料
<p>項番 4 8</p> <p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況</p>	<p>審査基準日において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく認定を受けている場合はそれぞれに対応する番号を記入します。いずれの認定も受けていない場合「5」を記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・えるぼし認定（1 段階目）「1」 ・えるぼし認定（2 段階目）「2」 ・えるぼし認定（3 段階目）「3」 ・プラチナえるぼし認定（4 段階目）「4」 	<p>基準適合一般事業主認定通知書の写し</p>
<p>項番 4 9</p> <p>次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況</p>	<p>審査基準日において次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく認定を受けている場合それぞれに対応する番号を記入します。いずれの認定も受けていない場合「4」を記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くるみん認定「1」 ・トライくるみん認定「2」 ・プラチナくるみん認定「3」 	<p>基準適合一般事業主認定通知書の写し</p>
<p>項番 5 0</p> <p>青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況</p>	<p>審査基準日において青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）に基づく「ユースエール認定」を受けている場合「1」を記入します。認定を受けていない場合「2」を記入してください。</p>	<p>基準適合事業主認定通知書の写し</p>
<p>項番 5 1</p> <p>建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況</p>	<p>審査基準日以前 1 年以内に発注者から直接請け負った建設工事（対象外工事は除く）において、CCUS 上で現場・契約情報の登録をし、かつ、建設工事に従事する者が直接入力に寄らない方式で就業履歴を蓄積できる体制を整備を実施した場合、対応する番号を記入します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間工事を含む全ての建設工事措置を実施した「1」 ・すべての公共工事で実施した「2」 <p>該当しない場合「3」を記入してください。 （対象外工事）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国以外の工事 ・建設業法施行令で定める軽微な工事 ・災害応急工事 	<p>様式第 6 号「建設工事に従事する就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した誓約書」</p>
<p>項番 5 2</p> <p>建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無</p>	<p>審査基準時点において、建設技能者を大切にする企業の自主宣言を行っている場合は「1」を記入します。 自主宣言を行っていない場合は「2」を記入してください。</p>	<p>○自主宣言制度において宣言していることを証する書類の写し（自主宣言制度 HP の各宣言企業の詳細ページからダウンロードできる宣言内容）</p> <p>○様式第 7 号「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度に関する誓約書」</p>

2 「建設業の営業継続の状況」

項目	記載要領	
項番 53 営業年数	<p>審査基準日までの建設業の許可又は登録（以下、建設業許可等という。）を受けて営業した年数を記入します。休業等の期間を除き、1年に満たない期間（月数）については切り捨て、建設業許可等が失効した期間は年数から除きます。</p> <p>表内には営業年数に係る沿革を記入し、年号については不要のものを消します。 建設業を受けないで営業した年数は参入できません。</p>	
項番 54 民事再生法 又は会社更生法の適用 の有無	<p>○平成23年4月1日以降の申立てに係る民事再生手続開始の決定又は会社更生手続開始の決定を受け、かつ、審査基準日以前に民事再生手続終結の決定又は会社更生手続終結の決定を受けていない場合 「1」、該当しない場合「2」を記入します。</p> <p>「1」の場合、表内に民事再生手続又は会社更生手続に係る開始決定日及び再生計画又は更生計画の認可日を記入します。</p> <p>○平成23年4月1日以降の申立てに係る民事再生手続開始の決定又は会社更生手続開始の決定を受け、かつ、審査基準日以前に民事再生手続終結の決定又は会社更生手続終結の決定を受けた場合は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2」を記入し、表内に民事再生手続又は会社更生手続に係る開始決定日及び再生計画又は更生計画の認可日とあわせて、民事再生手続又は会社更生手続に係る終結決定日を記入します。 ・項番53の営業年数は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた時より起算したものを記入します。 	<p>手続開始決定を受け、審査基準日以前に手続終結の決定を受けていない場合 ○当該再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けたことを証する書面</p> <p>手続開始決定を受け、審査基準日以前に手続終結の決定を受けた場合 ○当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けたことを証する書面（官報公告の写し等）</p>

3 「防災活動への貢献の状況」

項目	記載要領	確認資料
項番 5 5 防災協定の締結の有無	<p>国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合「1」、締結していない場合「2」を記入します。</p> <p>※防災協定に定める具体的な活動内容については、災害時に建設業者に求められる役割は地域によって様々であるため、活動内容についての制限は設けていません。災害時の建設業者の活動義務について定めた協定であれば、基本的に加点対象となります。</p> <p>ただし、防災協定そのものが事実上の請負契約や期間委託契約とみなされるような場合や協定締結者を入札で決定している場合等は加点対象外とします。</p>	<p>次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している防災協定の写し ○社団法人等の団体が国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合 <ul style="list-style-type: none"> ・当該防災協定の写し ・当該団体に加入していることを証する資料（会員証、会員名簿、団体が証明した加入証明書等のいずれか） ・申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる資料（当該団体の活動計画書や証明書等）

4 「法令遵守の状況」

項目	記載要領
項番 5 6 営業停止処分の有無	<p>法第28条の規定により営業の停止を受けたことがある場合「1」、受けたことがない場合「2」を記入します。</p> <p>※ 営業停止を受けたことがある場合は、審査対象事業年度に処分日が含まれているかどうかで判断します。処分期間ではありません。</p>
項番 5 7 指示処分の有無	<p>建設業法第28条の規定により指示されたことがある場合「1」、指示されたことがない場合「2」を記入します。</p> <p>※ 指示されたことがある場合は、審査対象事業年度に処分日が含まれているかどうかで判断します。</p>

5 「建設業の経理の状況」

項目	記載要領	確認資料
<p>項番 58</p> <p>監査の受審状況</p>	<p>次のいずれかに該当する場合はそれぞれに対応する番号を記入します。また、いずれにも該当しない場合「4」を記入します。</p> <p>○会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付適正意見を表明している場合「1」</p> <p>○会計参与設置会社において、会計参与が会計参与報告書を作成している場合「2」</p> <p>○建設業に従事する職員のうち経理実務の責任者であって、次に掲げる者が別添の「建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目」を用いて経理処理の適正を確認した場合「3」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士であって公認会計士法第 28 条の規定による研修を受講した者 ・税理士であって所属税理士会が認定する研修を受講した者 ・一級登録経理試験に合格した年度の翌年度開始の日から 5 年経過していない者 ・一級登録経理講習を受講した年度の翌年度開始の日から 5 年経過していない者 <p>※H28 年度以前に一級登録経理試験に合格した者は、R5 年 3 月末までの間、対象となります。</p> <p>※公認会計士法第 28 条の規定による研修及び所属税理士会が認定する研修については、経営事項審査を申請する日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日が属する年度の直前の年度において受講したもの</p>	<p>会計監査人設置の場合（次のいずれか）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監査報告書の写し（無限定適正意見又は限定付適正意見が付されているもの） ○有価証券報告書の写し <p>会計参与設置の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○会計参与報告書の写し <p>経理実務の責任者が経理処理の適正を確認した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○別記様式第 2 号「経理処理の適正を確認した旨の書類」に担当者が自ら署名したもの

項目	記載要領	確認資料
項番 5 9 公認会計士等の数	審査基準日において「職員」である次の者の人数を記入します。 ・公認会計士であって、公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者 ・税理士であって、所属税理士会が認定する研修を受講した者 ・一級登録経理試験に合格した年度の翌年度開始の日から5年経過していない者 ・一級登録経理講習を受講した年度の翌年度開始の日から5年経過していない者	(共通) ○登録経理試験合格証書又は合格証明書の写し、登録経理講習の修了証の写し ○公認会計士法第28条の規定による研修の受講を証明する書面又はその写し、所属税理士会が認定する研修の受講を証明する書面又はその写し ○その他資格を有すると確認できる資料 ※建設業振興基金等から送付された合格通知は確認資料として認められません。 また、技術職員名簿に記載されている職員以外の職員の場合は、あわせて常勤性確認資料の添付も必要です。(45～49頁参照)
項番 6 0 二級登録経理試験合格者の数	審査基準日において「職員」である次の者の人数を記入します。 ・二級登録経理試験に合格した年度の翌年度開始の日から5年経過していない者 ・二級登録経理講習を受講した年度の翌年度開始の日から5年経過していない者	

氏名変更等について

免許証等に記載された氏名と申請時点の公認会計士等の氏名とが一致しない場合、資格取扱機関への氏名変更届を行ったうえ、氏名変更後の免許証等を添付してください。ただし、申請中などの理由で氏名変更後の免許証等が提出できない場合は、変更前の免許証等と変更届の写しを添付してください。

6 「研究開発の状況」

項目	記載要領	確認資料
項番 6 1 研究開発費(2期平均)	審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入します。 ※『監査の受審状況』において、「1」を選択した場合に限り記入し、それ以外の場合は、「0」を記入します。 記入する額は、様式第17号の2「注記表」に記載された研究開発費の額と一致します。	「注記表」の添付は不要ですが、決算変更届の注記表で確認できない場合は、有価証券報告書の確認できる部分の写し(必要年数分)を添付

7 建設機械の保有状況

項目	記載要領	確認資料
<p>項番 6 2</p> <p>建設機械の 所有及びリ ース台数</p>	<p>審査基準日において自ら所有している場合又は審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているリース契約を締結している場合、台数の合計を記入します。(最大15台)</p> <p>対象建設機械</p> <p>①建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号)別表に規定する次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ショベル系掘削機(ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーの Attachment を有するもの) ・ ブルドーザー(自重が3ト以上のもの) ・ トラクターショベル(バケット容量が0.4立方メートル以上のもの) ・ モーターグレーダー(自重が5ト以上のもの) <p>②土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項)の車体の形状の欄に次のとおり記載されているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ダンプ ・ ダンプフルトレーラー ・ ダンプセミトレーラー ・ アスファルト・フィニッシャ <p>③労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)に掲げる次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ つり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン[12条第1項第4号] ・ 不整地運搬車[13条第3項第33号] ・ 作業床の高さが2メートル以上の高所作業車[13条第3項第34号] ・ 締固め用機械[別表第7第4号] ・ 解体用機械[別表第6号] 	<p>(1)(2)のいずれも提出してください。</p> <p>(1)保有状況確認資料※1 次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ○売買契約書の写し※2 ○譲渡契約書の写し※2 ○販売証明書の写し※2 ○リース契約書の写し(審査基準日から将来にわたって1年7か月以上の使用期間があるもの)※3 ※4 <p>※1 保有状況確認資料は、建設機械の種類、型式及び製造番号の記載が必要です。</p> <p>※2 ②は自動車検査証の写しで可 電子車検査証の場合は自動車検査証記録事項の写しをあわせて提出してください。</p> <p>※3 レンタルは契約期間が短期で一時的な使用を前提としており、中途解約可能なので、レンタルでの保有は加対象としません。</p> <p>※4 リース契約で審査基準日から使用期間が1年7か月未満の場合で、契約書に自動更新の記載があり契約の更新を予定している場合は、契約書に加え所定様式の「建設機械のリース契約に関する申出書」を提出してください。</p> <p>(2)当該建設機械が稼動することの確認資料 建設機械の種類に応じて次のいずれか</p> <p>①申請時点直近(1年以内)に実施した検査に係る特定自主検査記録表の写し</p> <p>②審査基準日に有効であることが確認できる自動車検査証の写し(「初度登録年月」が審査基準日以前で「有効期限の満了する日」が審査基準日以降であること) 電子車検査証の場合は自動車検査証記録事項の写しをあわせて提出してください。</p> <p>③審査基準日に有効であることが確認できる移動式クレーン検査証の写し(つり上げ荷重確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不整地運搬車、高所作業車、締固め用機械、解体用機械は申請時点直近(1年以内)に実施した検査に係る特定自主検査記録表の写し

8 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

項目	記載要領	確認資料
項番 6-3 エコアクション 21 の認証の有無	審査基準日において、エコアクション 21 の認証を取得している場合「1」、取得していない場合「2」を記入します。	エコアクション 21 認証・登録証の写し ※認証範囲に建設業が含まれていない場合、特定の営業所単位での認証となっている場合は、評価の対象となりません。
項番 6-4 ISO9001 の登録の有無 項番 6-5 ISO14001 の登録の有無	審査基準日において、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）又は同協会と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関によって国際標準化機構第 9001 号（ISO9001）、第 14001 号（ISO14001）の規格による登録を受けている場合「1」、該当事項がない場合「2」を記入します。	審査登録機関の認証を証明する書類（登録証・付属書）の写し ※認証範囲に建設業が含まれていない場合、会社単位ではなく特定の営業所単位での認証となっている場合は、評価の対象となりません。

VIII 申請書の提出方法

1 必要部数 (建設事務所等に提出するもの)

(◎: 添付すること)

内 容	提出部数	正本	写①	写②
1 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書 (20001 帳票)	3 部	◎	◎	◎
2 別紙一 工事種類別(元請)完成工事高 (20002 帳票)	3 部	◎	◎	◎
3 別紙二 技術職員名簿(20005 帳票)	3 部	◎	◎	◎
4 別紙三 その他の審査項目(社会性等) (20004 帳票)	3 部	◎	◎	◎
5 経営状況分析結果通知書(原本) ※経営規模等評価と総合評定値の請求を同時に行う場合	1 部	◎		
6 経営規模等評価等手数料及び総合評定値通知手 数料確認用紙	1 部	◎		
7 工事経歴書(様式第二号) ※省略できる場合を除く	2 部	◎		◎
8 直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第三号) ※省略できる場合を除く	2 部	◎		◎
9 工事種類別完成工事高業種間積み上げ表 ※積み上げをした場合	2 部	◎		◎
10 技術者の実務経験等内容書 ※該当者がいる場合	2 部	◎		◎
11 技術者の資格検定合格証等の写し ※「技術職員名簿」に記載した順番に並べること	2 部	◎		◎
12 技術職員の常勤性確認資料 ※「技術職員名簿」に記載した順番に並べること	2 部	◎		◎
13 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組 の状況確認資料 様式第4号～様式第7号 ※該当がある場合	2 部	◎		◎
14 建設業の営業継続の状況の確認資料 ※該当事項がある場合	2 部	◎		◎
15 防災活動への貢献状況の確認資料	2 部	◎		◎
16 建設業の経理の状況の確認資料 ※該当者がいる場合	2 部	◎		◎
17 建設機械の保有状況の確認資料	2 部	◎		◎
18 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証 又は登録の状況の確認資料	2 部	◎		◎
19 利益額に関する資料 法人: 損益計算書(様式第16号)、 法人税確定申告書別表16(1)及び(2) 個人: 損益計算書(様式第19号)、 所得税青色申告決算書又は収支内訳書 ※省略できる場合を除く	1 部	◎		
20 消費税等確定申告書の写し及び消費税納税証明 書(その1)	1 部	◎		
21 委任状(行政書士等へ委任する場合) ※申請書に行政書士の記名・職印が必要	1 部	◎		

(注) 知事許可業者→正本: 県庁用、写①: 建設事務所等用、写②: 申請者用

※総合評定値の請求のみを行う場合は、上記1、5(正のみ添付)、及び既に通知を受けている経営規模等評価結果通知書の写しを提出します。(提出用1部(正)、申請者控え1部(副)の2部提出)

2 提出書類の綴り方

(1) 前頁の申請書類等を以下のように番号順に紐綴じします。

正本：1～5

写①：1～4

写②：1～4

(2) 前頁の添付資料を以下のように番号順に紐綴じします。

正本：6～21

写①：必要なし

写②：7～18

(3) (1) 及び (2) で編綴した申請書類、添付資料をダブルクリップ等により1つにして提出します。

※前回申請時の控えをご持参ください。

IX その他

1 工事請負契約書の作成について

厳正な経営規模等評価を実施するため、工事種類別完成工事高の申請内容については、その積算の基礎となった個別工事の施工を、建設工事請負契約書や注文書等により確認することがあります。その際、これらにより工事实績について確認ができないと完成工事高として認められない場合があります。

建設業法第18条及び第19条の規定では、建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して、工事の内容やその他一定の重要な事項をそれぞれが対等な立場における合意に基づいて定め、書面に記載し、相互に交付することとなっています。

このことから、建設工事の施工にあたっては、この規定の趣旨を理解し、契約書を作成するようにしてください。

(建設業法第19条第3項に基づき情報通信の技術を利用した方法により契約を締結する場合においては、契約書の書面による作成及び相互交付は不要ですが、工事の内容やその他一定の重要な事項をそれぞれが対等な立場における合意に基づいて定める必要があることに変わりはありません。この場合、契約内容をディスプレイ、書面等に速やかかつ整然と表示できるようしておく必要があることに注意してください。)

なお、建設業法19条の規定による請負契約書に記載すべき（ディスプレイ、書面等に速やかかつ整然と表示できるようしておくべき）事項は、次の16項目です。

- (1) 工事内容
- (2) 請負代金の額
- (3) 着工及び完工の時期
- (4) 工事を施工しない日または時間帯の定めをするときは、その内容
- (5) 請負代金の前金払又は出来高払の時期及び方法
- (6) 設計変更、工事着手の延期又は工事の中止の場合の工期の変更、請負代金の
変更、損害の負担及びこれらの算定方法に関する定め
- (7) 天災不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法
- (8) 価格等の変動に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- (9) 第三者損害の賠償金の負担に関する定め
- (10) 支給材料、貸与品の内容及び方法に関する定め
- (11) 工事完成検査の時期及び方法並びに引渡しの時期

- (12) 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- (13) 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結、その他の措置に関する定めをするときはその内容
- (14) 履行の遅滞、債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (15) 契約に関する紛争の解決方法
- (16) その他国土交通省令で定める事項

※ 注文書・請書を活用した請負契約を締結する場合においても、「当事者で事前に基本契約書を締結する」か「注文書及び請書のそれぞれに基本契約約款を添付又は印刷する」かの方法により、建設業法第19条第1項に違反しないように注意しなければなりません。

(参考)

「建設業法遵守ガイドライン」(第12版)(抄)

書面による契約締結

当初契約(建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3第1項、第20条第1項及び第20条の2第4項)

【建設業法上違反となる行為事例】

- ①下請工事に関し、書面による契約を行わなかった場合
- ②下請工事に関し、建設業法第19条第1項の必要記載事項を満たさない契約書面を交付した場合
- ③元請負人からの指示に従い下請負人が書面による請負契約の締結前に工事に着手し、工事の施工途中又は工事終了後に契約書面を相互に交付した場合
- ④下請工事に関し、基本契約書を取り交わさない、あるいは契約約款を添付せずに、注文書と請書のみ(又はいずれか一方のみ)で契約を締結した場合

上記①から④のケースは、いずれも建設業法第19条第1項に違反する。

(1) 契約は下請工事の着工前に書面により行うことが必要

建設工事の請負契約の当事者である元請負人と下請負人は、対等な立場で契約すべきであり、建設業法第19条第1項により定められた下記(2)の①から⑮までの15の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととなっている。

契約書面の交付については、災害時等でやむを得ない場合を除き、原則として下請工事の着工前に行わなければならない。

建設業法第19条第1項において、建設工事の請負契約の当事者に、契約の締結に際して契約内容を書面に記載し相互に交付すべきことを求めているのは、請負契約の明確性及び正確性を担保し、紛争の発生を防止するためである。また、あらかじめ契約の内容を書面により明確にしておくことは、いわゆる請負契約の「片務性」の改善に資することともなり、極めて重要な意義がある。

そのため、元請負人と下請負人において取り交わす契約書面については、中央建設業審議会が作成及び勧告をしている建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書面の活用が求められる。

また、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）」において、個人であって、従業員を使用しない等の「特定受託事業者」に対して、業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならないとされていることを踏まえ、元請負人は個人事業主である建設業者との取引にあたっては、元請負人から契約内容や条件を示した契約書面を提示することが求められる。

さらに、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号。以下「取適法」という。）」においても同様に、委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、中小受託事業者の給付の内容、代金の額、支払い期日及び支払い方法その他の事項を、書面または電磁的方法により中小受託事業者に対して明示しなければならないとされている。

これらの法律の規定や、建設業法の目的は「請負契約の適正化」であること、また、一般的に、元請負人の方が取引上の立場が強く、下請負人からは契約書面の取り交わしについての申し出ることが難しいことを踏まえると、元請負人が法人である下請負人と取引を行う際においても同様に、元請負人から適切な内容の契約書面を提示することが望ましい。

また、下請負人が元請負人に対して契約書面を提示することを妨げるものではなく、この場合において、元請負人と合意した契約内容や条件に基づき下請負人から提示された契約書面が、建設工事標準下請契約約款に基づくものであり、あるいは建設業法第19条第1項により定められた記載事項を満たすものであるにも関わらず、元請負人が、取引上の立場を利用して、正当な理由なくその受取りを拒絶する等の行為は、建設業法第18条の趣旨を鑑みても適当ではない。

(2) 契約書面には建設業法で定める一定の事項を記載することが必要

建設業法第19条第1項の規定に基づき契約書面に記載しなければならない事項は、以下の①～⑮の事項である。特に、「①工事内容」については、下請負人の責任施工範囲、施工条件等が具体的に記載されている必要があるため、〇〇工事一式といった曖昧な記載は避けるべきである。

また、⑧の「（請負代金の額の変更及び）その額の算定方法」としては、「（元請負人と下請負人が）協議して定める」とするほか、例えば、元請負人と下請負人の合意の下、「（元請負人と下請負人が）協議して定める。協議に当たっては、工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮する。」旨を記載することが考えられる。

なお、「⑧価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動又は変更*に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め」の内容を契約書に記載しないことはもとより、記載している場合でもその内容が「変更しない」あるいは「変更を認めない」のよ-13-うに、協議を前提としない規定である場合には、価格等の変動等を受けた適切な請負契約の変更を円滑化する建設業法の趣旨に沿うものであるとは言えず、建設業法第19条第1項に違反する。

* 物価統制令第2条に規定する価格等をいう。

* 「価格等の変動又は変更」とは、価格の高騰や下落を指す。

- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④ 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- ⑤ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、そ

の支払の時期及び方法

- ⑥ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑦ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑧ 価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑨ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑩ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑪ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑫ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑬ 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをすることは、その内容
- ⑭ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑮ 契約に関する紛争の解決方法

下請契約の締結に際しては、下請負人が交付した見積書において、建設業法第20条第1項の規定により、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数が明らかである場合には、その見積内容を考慮すること。

(3) 注文書・請書による契約は一定の要件を満たすことが必要

注文書・請書による請負契約を締結する場合は、次に掲げる場合に応じた要件を満たさなければならない。

ア 当事者間で基本契約書を取り交わした上で、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合

- ① 基本契約書には、建設業法第19条第1項第5号から第15号に掲げる事項（上記（2）の⑤から⑮までの事項。ただし、注文書及び請書に個別に記載される事項を除く。）を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付すること。
- ② 注文書及び請書には、建設業法第19条第1項第1号から第4号までに掲げる事項（上記（2）の①から④までの事項）その他必要な事項を記載すること。
- ③ 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことが明記されていること。
- ④ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。
ただし、「注文書及び請書による契約の締結について」（平成12年6月29日建設省経建発第132号最終改定令和7年9月30日国不建第81号）において示している、次に掲げる（ア）から（ウ）の全ての要件を満たすときは、注文書及び請書への署名又は記名押印は必ずしも必要としない（契約金額や工期等を勘案して、注文者及び請負者の双方の合意に基づき、署名又は記名押印することを妨げるものではない）。

（ア）注文者が、消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する

「消費者」でないこと。

- (イ) 基本契約書の締結時に、注文者及び請負者が、本ガイドラインで示している考え方に従い、対等なパートナーシップに基づく関係にあることを相互に確認すること。
- (ウ) 基本契約書の締結時に、注文者及び請負者が、両者の間において反復継続的な取引実績が蓄積されていることを相互に確認すること。

なお、上記の要件を全て満たした上で、電磁的措置を用いて注文書及び請書を相互に交付する場合においても、建設業法第19条第3項の規定が適用されることに留意すること。

イ 注文書及び請書の交換のみによる場合

- ① 注文書及び請書のそれぞれに、同一の内容の契約約款を添付又は印刷すること。
- ② 契約約款には、建設業法第19条第1項第5号から第15号に掲げる事項（上記（2）の⑤から⑮までの事項。ただし、注文書及び請書に個別に記載される事項を除く。）に記載すること。
- ③ 注文書又は請書と契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押すこと。
- ④ 注文書及び請書の個別的記載欄には、建設業法第19条第1項第1号から第4号までに掲げる事項（上記（2）の①から④までの事項）その他必要な事項を記載すること。
- ⑤ 注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については契約約款の定めによるべきことが明記されていること。
- ⑥ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

(4) 電子契約によることも可能

書面契約に代えて、C I - N E T等による電子契約も認められる。また、契約当事者間の紛争を防止する等安全な電子商取引の実現を図るとともに、建設業全体の生産性を高め、もって建設業の健全な発達を促進する観点から、「電磁的措置による建設工事の請負契約の締結に係るガイドライン（令和7年9月30日、国土交通省）」が策定されており、電子契約を行う場合に参照すること。

なお、電子契約の場合でも上記（2）の①～⑮の事項を記載しなければならない。

(5) 建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約が基本

建設業法第18条では、「建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない」と規定している。建設工事の下請契約の締結に当たっては、同条の趣旨を踏まえ、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結することが基本である。

従って、請負代金額の変更について規定する「建設工事標準下請契約約款」第22条に相当する内容が規定されていない契約をすることも、同様に建設業法第19条第1項に違反する。

(6) 契約後に工期や請負代金に影響を及ぼす事象が発生した場合の変更協議

下請負人から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合の工期や請負代金の額の変更については、建設業法第19条第1項第6号の規定に基づく契約書上の定めに従って、また、契約後の予期せぬ天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担は、同項第7号の規定に基づく契約書上の定めに従って、さらに、資材価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更は、同項第8号の規定に基づく契約書上の定めに従って、それぞれ適切に協議を行う必要がある。

すなわち、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象であって建設業法第20条の2第2項により事前に下請負人から元請負人に通知していないものが契約締結後に生じた場合であっても、通知されていなかったことのみをもって元請負人が下請負人から申し出られた契約変更協議を拒む理由にはならず、(7)に準じて誠実に協議に応じることが求められる。

よって、下請負人においても、同項による事前の通知とは別途、契約締結後に判明した事象により契約内容を変更する可能性がある場合には、変更の可能性が生じてからなるべく早い時期に元請負人にその旨を通知しておくことが望ましい。

このような留意点について、元請負人及び下請負人は、労務費転嫁指針を踏まえて対応すべきである。

例えば、協議に当たっては、公的主体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料について受注者から提出があった場合には、これらを考慮して協議を行うことが求められる。

また、資材業者の記者発表又は下請業者や資材業者から提出された、現時点及び過去の同種工事における見積書など現時点の資材価格と過去時点の同種工事における資材価格とを比較した資料等について受注者から提出があった場合には、これらも考慮して協議を行うことが望ましい。

なお、協議開始の遅延等により変更協議が長期化した場合には、必要に応じて工期見直し等を行うことが求められる。

(7) 法第20条の2第2項に基づき契約前に下請負人から元請負人に通知した事象が実際に発生した場合の変更協議

建設業法第20条の2第3項により、1. (2)イの①・②が顕在化した場合にはそれを受けた請負契約の変更協議を下請負人から元請負人に対して申し出ることができるとされ、同条第4項により、元請負人は当該協議に対して誠実に応じるよう努めなければならないこととされている。

下請負人から申し出られた契約の変更協議は、契約変更の必要性や変更の内容、変更すべきとする根拠について十分に協議を行うため、元請負人はまずは協議のテーブルについたうえで、変更の可否について下請負人に説明する必要がある。したがって、下請負人から申し出られた契約の変更協議の開始自体を正当な理由なく拒絶することのほか、申し出後に合理的な期間以上に協議開始をあえて遅延させることや、協議の場において一方的に下請負人の主張を否定したり、十分に当該主張を聞き取ることなく一方的に元請負人の主張のみを伝えて協議を打ち切ること等は、誠実に協議に応じるよう努めなければならないことを定める建設業法第20条の2第4項の趣旨に反するものである。

このような留意点について、元請負人及び下請負人は、労務費転嫁指針を踏まえて対応すべきである。

例えば、協議に当たっては、公的主体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料について受注者から提出があった場合には、これらを考慮して協議を行うことが求められる。

また、資材業者の記者発表又は下請業者や資材業者から提出された、現時点及び過去の同種工事における見積書など現時点の資材価格と過去時点の同種工事における資材価格とを比較した資料等について受注者から提出があった場合には、これらも考慮して協議を行うことが望ましい。

なお、協議開始の遅延等により変更協議が長期化した場合には、必要に応じて工期見直し等を行うことが求められる。

(8) 片務的な内容による契約は、建設業法上不適当

元請負人と下請負人の双方の義務であるべきところを下請負人に一方的に義務を課すものや、元請負人の裁量の範囲が大きく、下請負人に過大な負担を課す内容など、建設工事標準下請契約約款に比べて片務的な内容による契約については、結果として建設業法第19条の3により禁止される不当に低い請負代金につながる可能性が高い契約となるので、適当ではない。

また、発注者と元請負人の関係において、例えば、発注者が契約変更に応じないことを理由として、下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、下請負人に追加工事等の費用を一方的に負担させることは、建設業法第19条の3第1項に違反するおそれがあるため、元請負人は発注者に対して契約変更等、適切な対応をとるよう働きかけを行うことが求められる。

(9) 一定規模以上の解体工事等の場合は、契約書面にさらに以下の事項の記載が必要

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第13条では、一定規模*以上の解体工事等に係る下請契約を行う場合に、以下の①から④までの4事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととなっており、そのような工事に係る契約書面は上記（2）の①から⑮までの15事項に加え、以下の4事項の記載が必要となる。

- ① 分別解体等の方法
- ② 解体工事に要する費用
- ③ 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ④ 再資源化等に要する費用

*「一定規模」とは、次のそれぞれの規模をいう

ア 建築物に係る解体工事…当該建築物（当該解体工事に係る部分に限る。）の床面積の合計が80平方メートル

イ 建築物に係る新築又は増築の工事…当該建築物（増築の工事にあつては、当該工事に係る部分に限る。）の床面積の合計が500平方メートル

ウ 建築物に係る新築工事等（上記イを除く）…その請負代金の額が1億円

エ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等…その請負代金の額が500万円

注 解体工事又は新築工事等を二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなして、前項に規定する基準を適用する。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。

2 技術力[Z評点]関係機関

資格・検定名	実施機関名	電話番号
		U R L
土木施工管理技士	(一財) 全国建設研修センター	(042)300-6860 (土木試験部)
管工事施工管理技士		(042)300-6855 (管工事試験部)
造園施工管理技士		(042)300-6866 (造園・区画整理試験部)
		https://www.jctc.jp/ (共通)
建築施工管理技士	(一財) 建設業振興基金	(03)5473-1581 (試験研修本部)
電気工事施工管理技士		https://www.kensetsu-kikin.or.jp/
建設機械施工技士	(一社) 日本建設機械施工協会	(03)3433-1575 (試験部)
		https://www.jcmanet.or.jp/
建築士(1級・2級・木造)	(公財) 建築技術教育普及センター	(03)6261-3310
建築設備士		https://www.jaeic.or.jp/ (共通)
電気工事士	(一財) 電気技術者試験センター	(03)3552-7691
電気工事主任技術者		https://www.shiken.or.jp/
技術士	(公社) 日本技術士会	(03)6432-4585 (技術士試験センター)
		https://www.engineer.or.jp/
職業能力開発促進法に基づく資格(技能士)	広島県職業能力開発協会	(082)245-4020
		https://www.hirovada.or.jp/
消防設備士	(一財) 消防試験研究センター	(03)3597-0220 (本部)
		https://www.shoubo-shiken.or.jp/
地すべり防止工事士	(一社) 斜面防災対策技術協会	(03)6272-6222
		https://www.jasdim.or.jp/
計装士	(一社) 日本計装工業会	(03)3580-8921
		https://www.keiso.or.jp/
監理技術者資格者証	(一財) 建設業技術者センター	(082)240-8810 (広島県支部)
		https://www.cezaidan.or.jp/

3 その他の審査項目（社会性等）[W評点]関係機関

取扱業務名	取扱機関名	電話番号
		U R L
建設業退職金共済	(独行) 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業広島県支部	(082) 221-0138
		http://www.hirokenkyou.jp/ken/index.html
中小企業退職金共済	(独行) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部	(03) 6907-1234
		https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/
(法定外労災) 建設 共済 (年間完成工事高契約)	(公財) 建設業福祉共済団	(03) 3591-8451
		https://www.kyousaidan.or.jp
(法定外労災)	(一社) 全国建設業労災互助会	(03) 3518-6551
		http://rousaigojyokai.or.jp/
登録経理試験	(一財) 建設業振興基金	(03) 5473-1581 (試験研修本部)
		https://www.keiri-kentei.jp/

※ 取扱機関の電話番号等に変更されることがあります。